

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第65期) 至 2026年3月31日

株式会社エンプラス

埼玉県川口市並木2丁目30番1号

(E02390)

第65期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社エンプラス

目 次

頁

第65期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	5
4	【関係会社の状況】	7
第2	【事業の状況】	9
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2	【サステナビリティに関する考え方及び取組】	10
3	【事業等のリスク】	13
4	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
5	【重要な契約等】	17
6	【研究開発活動】	18
第3	【設備の状況】	19
1	【設備投資等の概要】	19
2	【主要な設備の状況】	20
3	【設備の新設、除却等の計画】	23
第4	【提出会社の状況】	24
1	【株式等の状況】	24
2	【自己株式の取得等の状況】	31
3	【配当政策】	32
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
5	【従業員の状況等】	58
第5	【経理の状況】	61
1	【連結財務諸表等】	62
2	【財務諸表等】	102
第6	【提出会社の株式事務の概要】	115
第7	【提出会社の参考情報】	116
1	【提出会社の親会社等の情報】	116
2	【その他の参考情報】	116
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	117

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【事業年度】	第65期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048)253-3131（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部 財務経理部 部門長 安田 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 新丸の内センタービルディング 9階
【電話番号】	(03) 6268-0259（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部 財務経理部 部門長 安田 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	32,894	42,240	37,805	38,069	42,540
経常利益 (百万円)	3,451	8,785	5,263	5,446	6,482
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,528	4,621	3,443	3,943	5,233
包括利益 (百万円)	3,916	6,277	5,896	4,008	7,228
純資産額 (百万円)	41,493	47,307	52,667	56,216	62,571
総資産額 (百万円)	47,061	54,599	60,028	62,775	71,047
1株当たり純資産額 (円)	4,647.02	5,276.10	5,869.59	6,255.78	6,905.42
1株当たり当期純利益 (円)	287.10	523.94	390.14	446.47	587.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	286.60	523.49	383.00	440.12	581.56
自己資本比率 (%)	87.1	85.3	86.3	88.0	87.8
自己資本利益率 (%)	6.4	10.6	7.0	7.4	8.9
株価収益率 (倍)	9.5	9.3	18.8	9.7	19.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,046	8,761	8,231	7,129	6,992
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,576	△2,581	△4,089	△6,887	△6,891
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,053	△765	△965	△828	△1,125
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	14,825	20,753	24,696	24,035	23,799
従業員数 (人)	1,420	1,527	1,521	1,478	1,371
(外、平均臨時雇用者数)	(214)	(185)	(167)	(154)	(141)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	6,807	8,089	10,322	10,531	6,495
経常利益 (百万円)	1,945	2,794	9,173	3,245	3,807
当期純利益 (百万円)	4,033	1,699	8,250	2,773	3,314
資本金 (百万円)	8,080	8,080	8,080	8,080	8,080
発行済株式総数 (株)	13,232,897	9,732,897	9,732,897	9,732,897	9,732,897
純資産額 (百万円)	28,405	29,750	37,756	40,234	43,712
総資産額 (百万円)	29,790	31,524	40,173	42,255	46,147
1株当たり純資産額 (円)	3,222.09	3,366.09	4,262.98	4,533.63	4,833.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	47.50 (22.50)	60.00 (30.00)	60.00 (30.00)	70.00 (30.00)	90.00 (45.00)
1株当たり当期純利益 (円)	458.01	192.64	934.73	313.94	372.31
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	457.20	192.47	917.62	309.48	368.30
自己資本比率 (%)	95.4	94.2	93.7	94.8	94.6
自己資本利益率 (%)	15.1	5.8	24.5	7.1	7.9
株価収益率 (倍)	5.9	25.4	7.9	13.8	31.3
配当性向 (%)	10.4	31.1	6.4	22.3	24.2
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	327 (67)	338 (83)	344 (79)	327 (60)	332 (55)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	66.6 (102.0)	120.4 (107.9)	181.4 (152.5)	110.1 (150.2)	289.2 (202.2)
最高株価 (円)	4,360	4,980	15,040	9,500	16,250
最低株価 (円)	2,365	2,591	3,895	4,090	3,240

(注) 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1981年1月株式額面変更のために合併を行った事実上の存続会社である被合併会社（第一精工株式会社、額面金額500円）の設立年月日は1962年2月21日であり、合併会社（エンプラス株式会社、額面金額50円、1981年1月に合併と同時に第一精工株式会社に商号変更）の設立年月日は1928年12月1日であります。

合併会社は被合併会社の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎましたが合併会社は合併以前は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

したがって、以下の記述については被合併会社である旧第一精工株式会社（1990年4月商号変更、現株式会社エンプラス）を実質上の存続会社として記載いたします。

年次	摘要
1962年2月	プラスチックねじ及びリベットの製造販売、金型及び精密機構部品の製造及び加工を目的として、第一精工株式会社の商号により資本金100万円をもって東京都板橋区に1962年2月21日に設立。
1971年11月	本店を埼玉県川口市に移転。
1975年5月	シンガポールにENPLAS CO., (SINGAPORE) PTE. LTD. [現、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE) PTE. LTD.] 設立。
1980年4月	米国ジョージア州にENPLAS (U. S. A.), INC. 設立。
1980年4月	埼玉県川口市に基礎研究部門を分離独立し、株式会社第一精工研究所 [現、株式会社エンプラス研究所] 設立。
1981年1月	株式額面金額の変更を目的とし、エンプラス株式会社を形式上の存続会社として合併。合併と同時に商号を第一精工株式会社に変更。
1982年7月	店頭銘柄として(社)日本証券業協会東京地区協会 [現、東京証券取引所] へ登録、株式を公開。
1984年9月	東京証券取引所市場第二部へ上場。
1986年4月	埼玉県川口市にQMS株式会社設立。
1990年1月	マレーシア ジョホール州にENPLAS CO., (SINGAPORE) PTE. LTD. の子会社ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD. 設立。
1990年3月	決算期を12月31日から3月31日に変更。
1990年4月	商号を株式会社エンプラスに変更。
1992年11月	本社ビルを現在地に竣工。
1993年8月	米国カリフォルニア州にENPLAS TECH (U. S. A.), INC. [現、ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.] 設立。
1997年3月	タイ アユタヤ県にENPLAS PRECISION (THAILAND) CO., LTD. 設立。
1997年6月	中国上海市にHY-CAD SYSTEMS AND ENGINEERING社との合併による販売会社ENPLAS HY-CAD INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD. [現、ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.] 設立。
1998年9月	台湾台中市に、HY-CAD SYSTEMS AND ENGINEERING社及びNICHING社との合併による販売会社ENPLAS HN TECHNOLOGY CORPORATION [現、ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION] 設立。
2000年3月	東京証券取引所市場第一部へ指定替え。
2002年4月	半導体機器事業部を会社分割の方法で分社化、埼玉県さいたま市に株式会社エンプラス半導体機器設立。
2003年10月	ENPLAS (EUROPE) B. V. [現 ENPLAS (EUROPE) LTD. (現在の所在地は英国ロンドン)] 設立。
2004年6月	米国カリフォルニア州にENPLAS NANOTECH, INC. 設立。
2005年6月	栃木県鹿沼市に鹿沼工場完成。
2005年8月	ベトナム ハノイ市にENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD. の子会社として、ENPLAS (VIETNAM) CO., LTD. 設立。
2006年12月	中国広東省広州市にENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD. の子会社GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. 設立。
2011年7月	インドネシア 西ジャワ州ブカシ市にPT. ENPLAS INDONESIA 設立。
2012年4月	LED関連事業を会社分割の方法で分社化、埼玉県川口市に株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス設立。

年次	摘要
2013年 8 月	シンガポールにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. を設立。半導体機器事業の本社機能を移転するとともに、株式会社エンプラス半導体機器を同社子会社化。
2013年12月	米国カリフォルニア州にENPLAS MICROTECH, INC. 設立。
2014年 3 月	フィリピンにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. の子会社ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. 設立。
2014年 4 月	ENPLAS (EUROPE) B. V. が英国NIKAD Electronics Limited社より欧州におけるバーンインソケット及びテストソケット事業の営業権を譲り受けるとともに、ドイツ及びイタリアの同社子会社NIKAD Elektronik GmbH及びNIKAD Electronics S. r. l. をENPLAS (EUROPE) B. V. の子会社として譲り受け、ENPLAS (DEUTSCHLAND) GmbH及びENPLAS (ITALIA) S. R. L. に社名変更。
2014年 5 月	イスラエルにENPLAS (EUROPE) B. V. の子会社ENPLAS (ISRAEL) LTD. 設立。
2015年 6 月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行。
2015年 7 月	東京都千代田区にグローバル本社を開設。
2015年11月	米国ニューヨーク州にENPLAS AMERICA, INC. を設立。
2017年 6 月	ENPLAS AMERICA, INC. が米国POLYLINKS, INC. 社〔現、ENPLAS LIFE TECH, INC.〕を株式取得により子会社化。
2019年10月	中国江蘇省にENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATIONの子会社ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD. 設立。
2021年 6 月	任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置。
2021年 9 月	株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを吸収合併。
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場へ移行。
2022年 4 月	京都府京都市下京区に京都共創センターを開設。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社22社で構成されており、主としてエンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工並びに販売を主業としている専門メーカーであります。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

Semiconductor事業

当事業においては、各種ICテスト用ソケット、バーンインソケットを製造・販売しております。

（主な関係会社）

- | | |
|----------|---|
| （国内製造販売） | 株式会社エンプラス半導体機器
QMS株式会社 |
| （海外販売） | ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION
ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.
ENPLAS (EUROPE) LTD.
ENPLAS (DEUTSCHLAND) GMBH.
ENPLAS (ITALIA) S. R. L.
ENPLAS (ISRAEL) LTD. |
| （海外製造販売） | ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.
ENPLAS (VIETNAM) CO., LTD. |

Life Science事業

当事業においては、ライフサイエンス関連製品を製造・販売しております。

（主な関係会社）

- | | |
|----------|--|
| （国内製造販売） | QMS株式会社 |
| （海外販売） | ENPLAS (U. S. A.) , INC.
ENPLAS (EUROPE) LTD. |
| （海外製造販売） | ENPLAS LIFE TECH, INC. |

Digital Communication事業

当事業においては、光通信デバイス、LED用拡散レンズを製造・販売しております。

（主な関係会社）

- | | |
|----------|---|
| （海外販売） | ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.
ENPLAS (ISRAEL) LTD. |
| （海外製造販売） | ENPLAS (VIETNAM) CO., LTD. |

Energy Saving Solution事業

当事業においては、高精度ギヤを核とした自動車機器、OA、計器、住宅機器を製造・販売しております。

（主な関係会社）

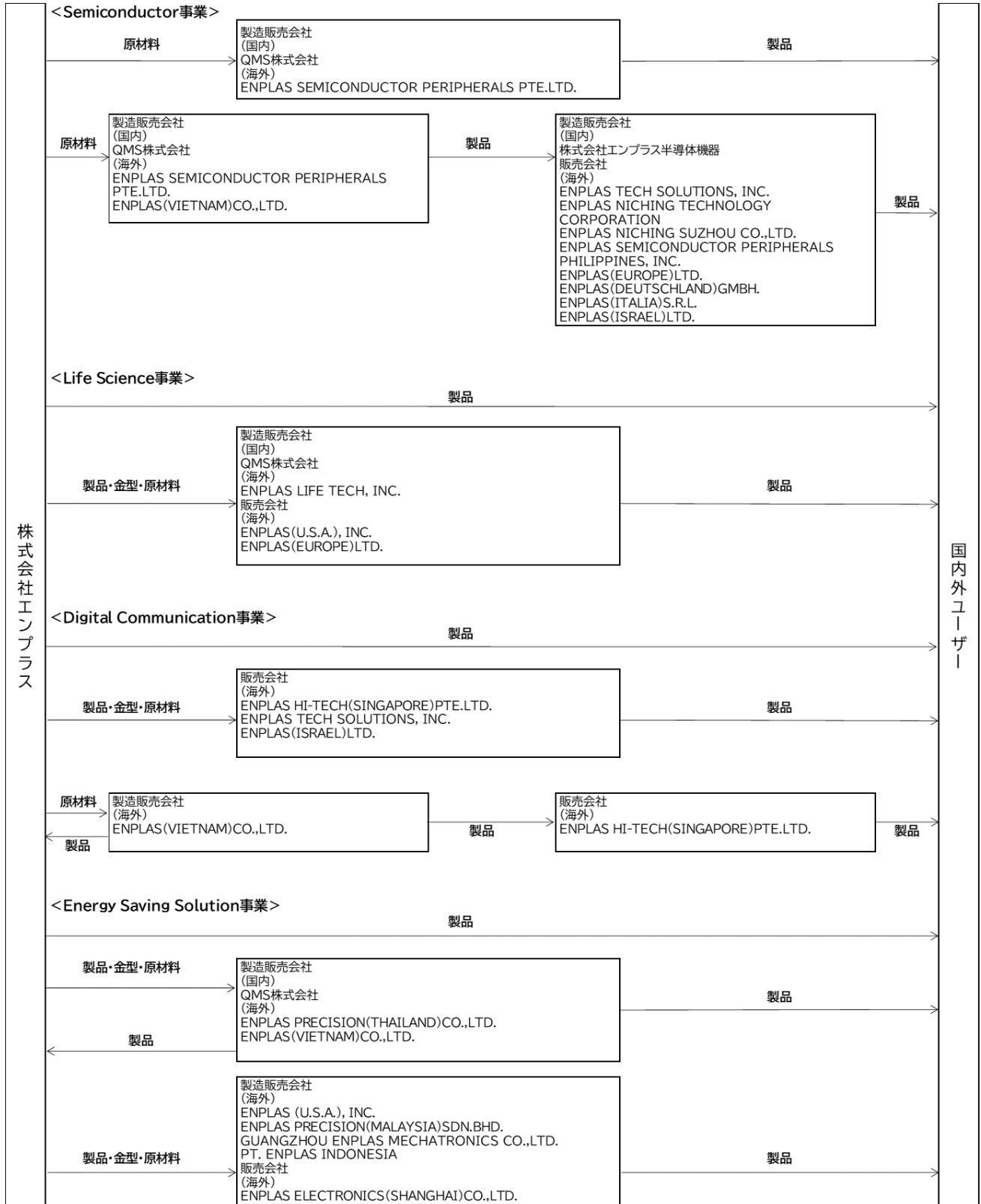
- | | |
|----------|---|
| （国内製造販売） | QMS株式会社 |
| （海外販売） | ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD. |
| （海外製造販売） | ENPLAS (U. S. A.) , INC.
ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.
ENPLAS PRECISION (THAILAND) CO., LTD.
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.
ENPLAS (VIETNAM) CO., LTD.
PT. ENPLAS INDONESIA |

その他

(研究開発活動) 当社及び株式会社エンプラス研究所にて全事業分野にわたり研究開発を行っております。

(地域統括) ENPLAS AMERICA, INC.にて北米地域の、ENPLAS (EUROPE) LTD.にて欧州地域のグループ会社の統括を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ENPLAS HI- TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	千米ドル 2,382	Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	100	Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売、情報 収集及びマーケティングをしている。 役員の兼任あり。
ENPLAS (U. S. A.), INC. (注) 2、3	米国 ジョージア州	千米ドル 4,000	Energy Saving Solution事業 Life Science事業	100 (100)	Energy Saving Solution事業製品の製 造、販売及びLife Science事業製品の 販売ならびに技術サービス、情報収集 及びマーケティングをしている。
株式会社エンプラス研究所	埼玉県川口市	百万円 45	研究開発	100	研究開発全般を担当している。
QMS 株式会社	埼玉県川口市	百万円 50	Semiconductor事業 Life Science事業 Energy Saving Solution事業	100	Semiconductor事業、Life Science事 業、Energy Saving Solution事業製品 の製造、販売をしている。役員の兼任 あり。
ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD. (注) 3	マレーシア ジョホールバル	千マレーシア リングギット 4,000	Semiconductor事業 Energy Saving Solution事業	100 (70)	Semiconductor事業の技術サービス及び Energy Saving Solution事業製品の製 造、販売をしている。役員の兼任あ り。
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC. (注) 3、4	米国 カリフォルニア 州	千米ドル 2,000	Semiconductor事業 Digital Communication事業	100 (100)	Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売及び技術 サービス等をしている。
ENPLAS PRECISION (THAILAND) CO. , LTD.	タイ チョンブリ県	千タイバーツ 100,000	Energy Saving Solution事業	100	Energy Saving Solution事業製品の製 造、販売をしている。役員の兼任あ り。
ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO. , LTD. (注) 3	中国 上海市	千人民元 18,311	Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	100 (10)	Digital Communication事業製品の情報 収集及びマーケティング、Energy Saving Solution事業製品の販売をして いる。役員の兼任あり。
株式会社エンプラス半導体機器 (注) 3	埼玉県さいたま 市	百万円 310	Semiconductor事業	100 (100)	Semiconductor事業製品の製造、販売を している。役員の兼任あり。
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION (注) 4	台湾 新竹県	千ニュー台湾 ドル 21,120	Semiconductor事業	95	Semiconductor事業製品の販売、情報収 集、マーケティングをしている。
ENPLAS (VIETNAM) CO. , LTD. (注) 2、3	ベトナム ハノイ	千米ドル 1,522	Semiconductor事業 Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	100 (100)	Semiconductor事業及びDigital Communication事業、Energy Saving Solution事業製品の製造、販売をして いる。役員の兼任あり。
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO. , LTD. (注) 3	中国 広東省	千人民元 18,919	Energy Saving Solution事業	100 (100)	Energy Saving Solution事業製品の製 造、販売をしている。役員の兼任あ り。
PT. ENPLAS INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州	千米ドル 2,000	Energy Saving Solution事業	100	Energy Saving Solution事業製品の製 造、販売をしている。役員の兼任あ り。
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. (注) 2、4	シンガポール	千米ドル 13,000	Semiconductor事業	100	Semiconductor事業製品の製造、販売、 情報収集及びマーケティングをしてい る。
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. (注) 3	フィリピン パンパンガ州	千米ドル 200	Semiconductor事業	100 (100)	Semiconductor事業製品の製造、販売、 技術サービス、情報収集及びマーケテ ィングをしている。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ENPLAS (EUROPE) LTD.	英国 ロンドン	千米ドル 500	地域統括 Semiconductor事業 Life Science事業	100	欧州地域の統括。Semiconductor事業製品及びLife Science事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。
ENPLAS (DEUTSCHLAND) GMBH. (注) 3	ドイツ バイエルン州	千ユーロ 25	Semiconductor事業 Energy Saving Solution事業	100 (100)	Semiconductor事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。
ENPLAS (ITALIA) S. R. L. (注) 3	イタリア ミラノ	千ユーロ 20	Semiconductor事業	100 (100)	Semiconductor事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。
ENPLAS (ISRAEL) LTD. (注) 3	イスラエル ハイファ	千シェケル 100	Semiconductor事業 Digital Communication事業	100 (100)	Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売、技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。
ENPLAS AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州	千米ドル 1,000	地域統括	100	北米地域の統括。役員の兼任あり。
ENPLAS LIFE TECH, INC. (注) 3	米国 ノースカロライ ナ州	米ドル 100	Life Science事業	100 (100)	Life Science事業製品の製造、販売をしている。
ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD. (注) 3	中国 江蘇省	千人民元 6,994	Semiconductor事業	95 (100)	Semiconductor事業製品の販売並びに技術サービス、情報収集及びマーケティングをしている。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有の議決権の合計の割合で内数となっております。

4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.	9,197	636	502	1,613	2,692
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	5,046	1,247	997	2,943	3,929
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	19,100	2,887	2,410	7,877	11,033

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの企業理念

① 使命

独創的アイデアを総合技術で価値ある製品に変え、より良い未来を支えます

② 経営姿勢

強靱な経営基盤をもとに、創造と挑戦を繰り返し、自ら変革し続けます

③ 行動指針

信頼こそ全ての基本

- ・謙虚な姿勢と感謝の心を大切にします
- ・公明正大に行動します
- ・新たな価値の創造に挑戦します

(2) 当社グループの優先的に対処すべき課題

世界経済は、米国の通商政策の影響、不安定な国際情勢の長期化に伴う資源価格への影響、部品調達環境への影響、為替変動など、外部環境の不確実性が高まっており、先行き不透明な状況が続いております。

半導体市場においては、A I 関連需要の拡大に伴い、当社が注力しているサーバー用途の需要は中期的には増加傾向が続くと想定し、特にA I 用サーバー向けソケットは大手G P Uメーカーに加えて、ハイパースケーラー向けのA S I C関連が増加する見通しです。ライフサイエンス市場においては、遺伝子検査需要の拡大に伴い中長期的には成長すると予想しております。光通信関連市場においては、データセンター向け需要の拡大に伴い、当社が注力する光トランシーバー用レンズやレンズコネクタ関連製品を中心に、中期的に新規顧客、新規製品の増加傾向が続くと予想しております。自動車市場においては、当社が注力する低騒音・高効率ギヤソリューションビジネスを中心に中期的に増加傾向が続くと予想しております。

このような状況の中、当社グループは、A I の社会実装に向けた、より良い明日を創ることに貢献するために中期経営計画を策定し、「ソリューションプロバイダーとして顧客価値を創出する」を中期経営方針として掲げ、事業領域の拡大と、ニッチトップ戦略による付加価値の向上に取り組んでおります。当社グループの事業活動を通じて、あらゆる産業が抱えている様々な課題の解決に繋がるソリューションを提供する事で、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。また、不連続な変化が続く時代において、持続的な成長を実現するために、成長領域に経営資源を集中し、当社グループの重要な経営基盤である人材への投資を積極的に進めてまいります。

当社グループは持続的な成長の実現のために以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

① Semiconductor事業の成長と事業ポートフォリオの分散

成長市場である半導体市場の事業機会を確実に収益化すると共に、Semiconductor事業への偏重を避けるべくポートフォリオを広げる投資を加速してまいります。

② イノベーションセンターによる顧客価値の創出

イノベーションセンターにて顧客の困りごと・アイデアを引き出し、需要の掘り起こしを行い、試作・検証・評価までを一体で提供することで顧客価値を高め、変化に強い事業を創出してまいります。

③ 各事業の成長と事業領域の拡大

A I の社会実装に向けた事業機会を最大限に獲得するために各事業が事業領域を広げ、ビジネスユニットを細分化し、それぞれがニッチトップ・高付加価値化を目指してまいります。

④ 成長分野への投資と投資回収の徹底

先行投資の成果を着実に収益化し、フリーキャッシュフローの最大化を図ると共に、成長領域へ経営資源を集中してまいります。また、事業成長の加速、顧客価値創出、高付加価値経営を実現する人材への積極投資を継続してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要課題（マテリアリティ）









当社経営の生命線は「新規性の追求」にあると考えており、顧客や関係する機関とこれまでに築き上げてきた信頼関係のもと、継続的に研究開発を行い、次の事業の種を撒いております。

事業ポートフォリオにつきましては、当社グループは今後、人々の健康で安心した生活を支えるEssentialな領域(※)に注力してまいります。

Semiconductor事業とLife Science事業は事業自体がEssentialな領域であり、マーケット自体も成長領域です。Digital Communication事業とEnergy Saving Solution事業は、捻出した利益をEssential領域に振り向けるとともに、Essentialな領域へと業態転換を進めてまいります。事業ポートフォリオをシフトすることで変動の大きな事業運営ではなく「持続可能な成長」を目指してまいります。

(※)Essential領域：人と地球のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める領域

上記の考え方のもと、当社グループは「人と地球のQOLを高めるEssential領域への貢献」を最重要課題としました。課題を解決するために下記取組みを進めてまいります。

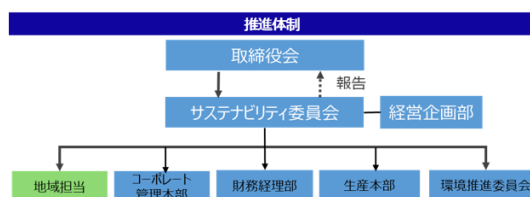
最重要課題：人と地球のQOLを高めるEssential領域への貢献			
取組み内容		KPI	SDGs
事業	Essential領域への事業ポートフォリオ転換 人々が「安心で快適な生活」を送るために必要不可欠であり、地球環境への負荷が低い社会の発展に貢献するソリューションを提供することで、社会課題の解決と経済価値の追求を目指しております。具体的な各事業の方向性は下記になります。	新製品比率	    
	Semiconductor 安心・安全・快適・クリーンに生活できるスマート社会実現に向けたソリューションの提供		
	Life Science 安心・安全・信頼される医療に貢献する製品開発・ソリューションの提供		
	Digital Communication デジタル・インフラ業界の豊かな社会の発展に貢献するソリューションの提供		
	Energy Saving Solution モビリティの電動化・軽量化・安全性に対応するソリューションの提供により、エネルギー効率の向上に貢献		
環境	生産性向上と環境負荷の低減 生産性を向上することにより、当社グループ内での電力消費、プラスチック廃棄による環境への負荷を削減してまいります。	GHG排出量 (Scope1・2) 樹脂材料廃棄率 (樹脂材料廃棄量/樹脂材料投入量)	
人材	組織力向上 働きやすい職場環境を整えることで、多様な人材を活かし社員が安全に安心して挑戦できる環境と風土を構築してまいります。	組織力向上への環境づくり (女性管理職比率/海外拠点における管理職に占める外国人比率/男性育児休暇取得率)	 

(2) ガバナンス

当社グループは、気候変動に対応する重要課題（リスクと機会）を認識し、長期計画を策定・実行することにより持続可能な成長を実現いたします。

サステナビリティ委員会は代表取締役社長を議長とし、議長の指名する取締役、執行役員により構成されます。サステナビリティ委員会では、気候変動対応を含む重要課題（リスクと機会）に関する長期計画の策定、KGI/KPIの進捗管理などを行っています。

サステナビリティ委員会で審議された気候変動対応活動を取締役に報告し、取締役会による審議を行う仕組みとしています。



(3) 戦略

「気候変動関連のリスクと事業機会」

当社グループは、気候変動を含む将来の社会課題に関する事業機会とリスクを特定しました。事業機会としては、気候変動を含む社会課題の解決に貢献するソリューションを人々が生活する上で必須となる領域 (Essential 領域) において提供することで、事業規模の拡大、収益力の強化を進めます。

気候変動に関して、特にインパクトが大きいリスク（移行リスク）として、「原材料価格・電力価格上昇による事業コストの増加」や「プラスチック廃棄物処理コストの増加」、「内燃機関関連製品需要の減少」を想定しています。

また、物理リスクとしては「大規模自然災害」を想定しており、被害の最小化と事業継続性の確保を進めます。

区分	マテリアリティ	リスク	事業機会	時間軸
移行リスク	気候変動に伴う原材料価格・電力価格の上昇	原材料価格・電力価格上昇による事業コストの増加	生分解性樹脂材料の開発とリサイクル材の積極的な活用	中期
	プラスチック規制の強化	プラスチック廃棄物処理コストの増加	樹脂材料使用を減少させる設計や金型の開発を促進	長期
	モビリティの電動化	内燃機関関連製品需要の減少	電動モビリティ用製品需要の拡大	長期
物理リスク	大規模自然災害	気象災害、特に洪水などによる自社工場被害やサプライチェーンの分断による工場操業停止	水・食料供給関連事業の拡大（殺菌、検査、点滴灌水）	長期

「人的資本」

当社グループは組織力がこそが競争力の源泉であると考えており、組織力にとって重要な企業文化づくりのため、2023年4月1日に企業理念を改定しました。

当社グループの使命、経営姿勢を支える全ての基本は信頼であると考えており、様々なステークホルダーの皆様の信頼を大切にしております。

「多様な人財の活躍」

当社グループは、ダイバーシティに関する行動指針において「国籍、人種、民族、宗教、信条、性別、年齢、言語、身体上のハンディキャップ、社会的身分、学歴などによる嫌がらせ・差別は行ってはならない」こと、「相互に考え方、解釈、判断が異なることのあることを十分に認識し、当社グループが事業を営んでいる国又は企業で働く人との誠実なコミュニケーションを通じて相互理解を深め、行動しなくてはならない」ことを定めるとともに、多様な働き方を促進する制度を設けています。

(4) リスク管理

当社は、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。その中でも気候変動リスクは、今後中長期的にさらに広がることが予想されるリスクとして認識しており、事業戦略への影響や適切な管理方法の検討を図ってまいります。

(5) 指標及び目標

当社グループの最重要課題（マテリアリティ）である「人と地球のQOLを高めるEssential領域への貢献」を測る指標として、以下の項目を目標に掲げ、毎年進捗を評価してまいります。

新製品比率（3年以内に量産開始した製品）	50%以上	（2030年度目標）
GHG排出量削減（Scope 1～2）	2023年度比 40%削減	（2032年度目標）
樹脂材料廃棄率 ※	3%	（2030年度目標）

※ 樹脂材料廃棄率＝廃棄量/投入量

「社内の多様性の確保」

当社グループは中長期的な企業価値の向上に向けて多様性の確保が重要であると考えております。当社グループのコアコンピテンシーと社会課題を紐付けた「エンプラスの目指す姿」を策定しており、それに合わせた人材ポートフォリオの策定を進めております。また、優秀な人材については、性別、国籍、障害の有無等の属性に関係なく、積極的に登用しており、全ての社員に平等な評価及び登用の機会を設けています。

(1) 女性

在宅勤務や時差勤務など、育児をしながら活躍できる環境づくりに向けて、風土と制度の両輪で取り組みを進めてまいりました。将来の女性管理職を増やすために候補者層を増やす取り組みが必要であると考えており、女性管理職比率を2030年度までに15%にする事を目標として掲げております。

(2) 外国人

当社グループは世界市場のニーズに応える高付加価値製品とサービスを提供することで、現在では海外売上高比率85%、世界14の国と地域で事業を行っております。海外拠点における管理職に占める外国人比率を75%にする事を目標として掲げております。

(3) 中途採用

当社グループの管理職は、性別や国籍、中途採用、新卒採用の区別なく、能力や適性を総合的に勘案して登用しております。管理職として登用する上で、中途採用、新卒採用の区別によって特段の差が生じているとは認識しておりません。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業活動に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、主に以下のようなものがあります。なお、記載のリスク事項は、当該有価証券報告書提出日の2026年6月26日現在において判断したものであります。

当社グループを取り巻くリスクや不確実性に関して、当社グループでは取締役会、経営戦略会議、総合リスク管理委員会において定期的に議論し、これらのリスクや不確実性を機会とすることや、低減するための対応を検討しております。

(1) 市場での価格競争激化と在庫調整によるリスク

当社グループが属する電子部品業界は、液晶テレビ、半導体、事務機器など技術革新の一層のスピード化により、既存製品から新製品への切り替えサイクルの早期化、競合他社との価格競争の激化、市場での急激な在庫調整の影響を受けやすい環境にあります。

当社グループでは、市場変化の影響を受けにくい、価格競争力のある、特許に裏打ちされた占有技術による新規開発製品の上市、新製品比率の増加、高付加価値技術の製品化など研究・開発体制の強化に向けて、経営資源を積極的に投入いたしますが、予想以上の価格競争激化による製品価格の低下や急激な在庫調整が発生した場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替レートの変動リスク

当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は、約85%と海外売上高の割合が高いため、為替レートの変動は当社グループの外貨建取引から発生する収益・費用及び資産・負債の円換算額を変動させ、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社グループでは、外貨建債権回収に係る為替変動リスクを最小化する目的で、為替予約によるリスクヘッジを行っておりますが、当該リスクを完全に回避できる保証はなく、米ドル通貨に対して円高が急激に進展した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 棚卸資産のリスク

当社グループ保有の製品・仕掛品の、棚卸資産の評価方法は、「第5（経理の状況） 1（連結財務諸表等）（1）（連結財務諸表）（注記事項）（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の項に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用、在外連結子会社は主として総平均法による低価法を採用しております。金型については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。また、原材料については、当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。当該棚卸資産について今後、製品のライフサイクルの短縮による非流動化や陳腐化、価格競争の激化により市場価値が大幅に下落した場合は、当該棚卸資産を評価減又は廃棄処理することが予想され、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権に関するリスク

当社グループでは、事業の優位性を確保するため、他社と差別化できる技術とノウハウの蓄積に取り組んでおります。当社が開発する製品及び技術については当社が保有する知的財産権による保護に努めているほか、他社の知的財産権に対する侵害のないよう細心の注意を払い、社内リスク管理を徹底しております。

しかしながら、当社グループが認識していない第三者の所有する知的財産権を侵害した場合、又は当社グループが知的財産権を有する技術に対し第三者から当該権利を侵害された場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) カントリーリスク

当社グループの事業は北米、ヨーロッパ、アジア等グローバルに展開しております。したがって、各国における政治・経済状況の変化、法律・税制の改正等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、米中対立やロシア・ウクライナ情勢に加え、中東情勢の不安定化等の地政学的リスクの高まりにより、エネルギー価格の変動、サプライチェーンの混乱及び輸出入規制の強化等を通じて、当社グループの原材料調達や製品供給等の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応として調達対策本部を設置し、関係情報の収集及び迅速な対応に努めております。

(6) 災害・感染症等によるリスク

当社グループは、地震・風水害などの自然災害、火災などの事故災害等、予期しない事象を想定して、生産能力への影響度合いを最小限に止めるべく、「総合リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化に努めております。しかしながら保有する重要な生産設備に災害等が生じた場合は、これを完全に防止又は軽減できる保証はなく、これらの災害等が発生した場合は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、治療方法が確立されていない感染症が流行した場合、従業員の安全を確保するために事業活動を停止する可能性があります。加えて、各国政府や地方自治体の要請等により工場の操業を一時的に停止することや、サプライチェーンの分断により資材の調達や製品の出荷に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における世界経済は、中国経済の停滞や米国の通商政策の影響はみられるものの、A I 需要の拡大に伴う生産や設備投資の増加を背景に、緩やかな回復が続いております。一方、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の高騰が世界経済の下振れリスクとして懸念されております。

米国においては、A I 関連設備投資への意欲は旺盛であるものの、インフレ圧力の高まりや雇用環境の軟化を背景に個人消費は力強さを欠いており、景気の先行きに不透明感が増しております。

中国においては、個人消費や不動産市況の低迷、対中直接投資の減少による景気減速が継続しております。

わが国経済は、米国向け輸出が持ち直しつつある中、企業の設備投資の堅調さや雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が継続しております。

このような状況の中、当社グループは、A I の社会実装に向けた、より良い明日を創ることに貢献するために中期経営計画を策定し、「ソリューションプロバイダーとして顧客価値を創出する」を中期経営方針として掲げ、事業領域の拡大と、ニッチトップ戦略による付加価値の向上に取り組んでおります。当社グループの事業活動を通じて、あらゆる産業が抱えている様々な課題の解決に繋がるソリューションを提供する事で、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。また、不連続な変化が続く時代において、持続的な成長を実現するために、成長領域に経営資源を集中し、当社グループの重要な経営基盤である人材への投資を積極的に進めてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は42,540百万円（前期比11.7%増）となり、営業利益は6,164百万円（前期比16.6%増）、経常利益は6,482百万円（前期比19.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,233百万円（前期比32.7%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

「Semiconductor事業」

各種 I C テスト用ソケット、バーンインソケットは、サーバー用途、自動車用途およびモバイル用途の需要が大幅に増加し、売上高は好調に推移しました。当社が注力しているサーバー用途や自動車用途の需要は中期的には増加傾向が続くと想定し、特にA I 用サーバー向けソケットは大手G P U メーカーに加えて、ハイパースケーラー向けのA S I C 関連が増加する見通しです。さらに競争力を高めるためのソリューション開発を積極的に進めており、また将来の成長に向けたテスト用ソケットの技術開発および事業拡大にも注力してまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,603百万円（前期比46.4%増）、セグメント営業利益は4,974百万円（前期比225.2%増）となりました。

「Life Science事業」

遺伝子検査用製品は、米国のライフサイエンス市場の低迷による顧客の在庫調整の影響で低調に推移したものの、一部量産品の生産終了に伴う一時的な販売増加により売上高は増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,083百万円（前期比1.0%増）、セグメント営業利益は432百万円（前期比4.5%減）となりました。

「Digital Communication事業」

光通信関連の光学デバイスは、A I 用途等のハイエンド領域における次世代製品の量産は開始したものの、既存製品の大幅減少や新規製品の立ち上げ遅れにより、売上高は低調に推移しました。今後の通信の高速化と市場拡大に向けた次世代製品の開発を進めております。L E D 用拡散レンズは、液晶テレビ市場の停滞を受け、売上高は低調に推移しました。今後も当社のコア技術である光束制御を軸として、顧客に最適なソリューションを提供してまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,652百万円（前期比66.2%減）、セグメント営業損失は284百万円（前期は2,484百万円のセグメント営業利益）となりました。

「Energy Saving Solution事業」

自動車用部品は、自動車市場が好調に推移する中で当社が注力する低騒音・高効率ギヤソリューションビジネスの拡販により売上高は堅調に推移しました。一方、プリンター用部品は需要の反動減により売上高は低調に推移しました。今後も当社が注力する自動車の電装化に対応したギヤソリューションビジネスを推進するとともに、新領域における新商材の開発に取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,201百万円（前期比1.4%増）、セグメント営業利益は1,041百万円（前期比26.9%増）となりました。

(2) 生産、受注及び販売の実績

① 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
Semiconductor事業 (百万円)	23,735	149.7
Life Science事業 (百万円)	2,211	57.3
Digital Communication事業 (百万円)	1,706	39.9
Energy Saving Solution事業 (百万円)	14,253	101.0
合計 (百万円)	41,907	110.0

(注) 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

② 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
Semiconductor事業	28,958	172.6	7,237	384.3
Life Science事業	990	19.7	52	2.4
Digital Communication事業	1,732	38.2	203	165.9
Energy Saving Solution事業	14,485	105.0	809	154.0
合計	46,166	115.0	8,303	177.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 Life Science事業につきましては、一部量産品の生産終了に伴い減少しております。

③ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
Semiconductor事業 (百万円)	23,603	146.4
Life Science事業 (百万円)	3,083	101.0
Digital Communication事業 (百万円)	1,652	33.8
Energy Saving Solution事業 (百万円)	14,201	101.4
合計 (百万円)	42,540	111.7

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は71,047百万円となり、前連結会計年度末比8,271百万円の増加となりました。

流動資産につきましては1,882百万円増加いたしました。主な変動要因は原材料及び貯蔵品で1,279百万円、未収消費税等で479百万円、未収還付法人税等で323百万円増加したことによるものです。

固定資産につきましては6,389百万円増加いたしました。主な変動要因は有形固定資産で3,630百万円、無形固定資産で1,695百万円増加したことによるものです。

負債は8,475百万円となり、前連結会計年度末比1,916百万円の増加となりました。

流動負債につきましては1,521百万円増加いたしました。主な変動要因は買掛金で643百万円、未払法人税等で558百万円、未払金で206百万円増加したことによるものです。

固定負債につきましては395百万円増加いたしました。主な変動要因はリース債務で60百万円減少したものの、繰延税金負債で413百万円増加したことによるものです。

純資産は62,571百万円となり、前連結会計年度末比6,355百万円の増加となりました。主な変動要因は為替換算調整勘定で1,691百万円、利益剰余金で4,480百万円増加したことによるものです。

その結果、当連結会計年度末の自己資本比率は87.8%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は23,799百万円となり、前連結会計年度末に比べて、236百万円減少しました。キャッシュ・フローの状況及びその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、税金等調整前当期純利益6,323百万円(前期は5,252百万円)、減価償却費2,390百万円(前期は2,417百万円)、法人税等の支払額1,351百万円(前期は1,519百万円)が発生した結果、営業活動による収入は6,992百万円(前期は7,129百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、有形固定資産の取得による支出5,524百万円(前期は6,650百万円)、無形固定資産の取得による支出1,567百万円(前期は293百万円)、有形固定資産の売却による収入181百万円(前期は51百万円)が発生した結果、投資活動による支出は6,891百万円(前期は6,887百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出755百万円、配当金の支払額720百万円(前期は528百万円)、ストックオプションの行使による収入636百万円が発生した結果、財務活動による支出は1,125百万円(前期は828百万円の支出)となりました。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、安全性及び流動性を確保する効率的な資金管理を行うことを基本方針としております。また、将来の事業展開を勘案し、長期的展望に立って生産設備の増強、研究開発投資及び情報化投資などを行っていく予定で、継続的な利益の積み上げによる自己資金がその財源となります。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、創業以来エンジニアリングプラスチックの超精密加工をコア技術として、高精度・高機能プラスチック精密機構部品・製品を供給しております。精密成形技術を応用した電子・自動車関連機器への製品、微細接触技術を応用した半導体ICソケット、光学設計技術、光束制御技術を応用したオプトデバイス、液晶関連製品、及び、マイクロ流路技術をベースとしたライフサイエンス製品への展開を進めております。

当連結会計年度は、Semiconductor事業分野では、高密度化に加えて、高周波に対応したICソケット開発を実施いたしました。Life Science事業分野では、生体分子、細胞などの解析に用いられるマイクロ流路デバイスの機能・性能向上のため要素技術開発を進めております。Digital Communication事業分野では、光通信分野の光デバイス開発、LED液晶TV向けに特化した材料や光学レンズ開発などを進めております。Energy Saving Solution事業分野では、自動車関連、OA機器、家電向けに製品機能の向上を目的として、CAEを駆使し事前課題の検証を行うことによりギヤや機能部品の更なる高精度化、高強度化、高機能化に取り組みました。

当連結会計年度に、研究開発費として1,698百万円を支出しましたが、その主な活動は以下のとおりであります。

(1) Semiconductor事業

モバイル、AI、サーバー用の半導体はデバイスの高集積化が加速しており、将来に向けた多ピン、超微細ピッチ対応ソケットの開発を進めております。また、半導体デバイスの多様化により、使われる環境や試験方法に合わせたソケットが要求され、多品種少量に適した生産技術開発も行っております。

自動運転向けのセンサーやプロセッサなどの高信頼性を要求される車載半導体向けのソケットにおいては、今後さらに加速していく電動化、電子化の流れに対応した高寿命、大電流、高耐熱技術や半導体デバイスの高速化に向けた高周波対応ソケットのソリューション開発を進めております。

(2) Life Science事業

バイオ関連においては、DNA、たんぱく質、細胞などの検査・分析システム、及び周辺部品の開発を進め、市場においてソリューション活動を推進しております。

また、アメリカを中心に、大手バイオテクノロジー企業やベンチャー企業数社と、新規検査・分析システムの消耗品として使われる高機能デバイスなどの共同開発を進めております。

(3) Digital Communication事業

光通信分野においては、大規模データセンターの通信を支える光トランシーバー向け光学製品開発を行っており、特にAI用途等のハイエンド領域におけるレンズ開発に注力しております。

また、データセンターの更なる高速化や、次世代移動通信システムに向けて、光トランシーバー向け以外の高機能製品や光電融合領域の製品開発も行っております。

LED関連では、当社独自の光束制御技術を駆使して次世代液晶テレビの広色域化やコントラスト増大といった、新たなバックライトソリューション開発を行っております。

また、本光束制御技術を応用した新しいアプリケーション提案に向けて、デバイス開発も進めております。

(4) Energy Saving Solution事業

独創的なオリジナルギヤ開発を行い、高精度・高強度・静音の3つの要素技術開発を継続的に行っております。これら要素技術を基盤として、ギヤトレインの設計及び開発を行い、自動車関連、OA機器分野・家電分野の市場要求に適合する開発を進めております。

エンプラスの総合技術を駆使して、あらゆる産業分野に向け、独創的アイデアにより、市場に新しい価値を生み出して参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、中長期的に成長が期待される高付加価値事業及び新規事業開発に重点を置き、併せて生産の合理化、省力化及び製品の信頼性向上を目的とした設備投資を実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は5,491百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) Semiconductor事業

新規金型及び生産用設備を中心に289百万円の設備投資を実施しました。

(2) Life Science事業

生産用設備を中心に113百万円の設備投資を実施しました。

(3) Digital Communication事業

光通信デバイス向けの生産用設備及びLED用拡散レンズ向けの新規金型を中心に88百万円の設備投資を実施しました。

(4) Energy Saving Solution事業

新規金型及び生産用設備を中心に1,016百万円の設備投資を実施しました。

(5) その他

新社屋建設関係や研究開発用設備を中心に3,984百万円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (埼玉県川口市)	全社統括	統括、販売 業務設備	483	4	512 (1,868)	75	1,074	138 (11)
鹿沼工場 (栃木県鹿沼市)	Semiconductor事業 Life Science事業 Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	生産、購買 業務設備	1,163	488	844 (32,899)	423	2,919	142 (34)
上青木事業所 (埼玉県川口市)	研究開発	設計、販売 業務設備	482	8	362 (1,077)	13	867	11 (1)
グローバル本社 (東京都千代田区)	全社統括	統括業務設備	16	0	—	1	17	37 (4)
その他 (埼玉県さいたま市)	研究開発 全社統括	研究開発、統 括業務施設	—	—	8,522 (8,348)	4,611	13,134	—

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社エン プラス研究所	埼玉県川口市	研究開発	素材、加工研 究開発設備	0	43	—	39	83	33 (2)
QMS株式会 社	埼玉県川口市	Semiconductor事業 Life Science事業 Energy Saving Solution事業	設計、生産、 販売、購買業 務設備	256	92	235 (884)	60	645	55 (6)
株式会社エン プラス半導体 機器	埼玉県さいたま市	Semiconductor事業	設計、販売、 購買業務設備	300	984	—	391	1,676	111 (30)

(3) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 （面積㎡）	その他	合計	
ENPLAS HI-TECH （SINGAPORE） PTE. LTD.	シンガポール	Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	販売業務設 備	—	—	—	14	14	9 （0）
ENPLAS （U. S. A. ），INC.	米国 ジョージア州	Energy Saving Solution事業 Life Science事業	生産、販売 業務設備	730	244	214 （79,566）	458	1,649	63 （13）
ENPLAS PRECISION （MALAYSIA） SDN. BHD.	マレーシア ジョホールバル	Semiconductor事業 Energy Saving Solution事業	設計、生 産、販売業 務設備	10	14	— （12,340）	50	76	186 （9）
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.	米国 カリフォルニア州	Semiconductor事業 Digital Communication事業	設計、販売 業務設備	—	0	—	14	14	23 （0）
ENPLAS PRECISION （THAILAND） CO. , LTD.	タイ チョンブリ県	Energy Saving Solution事業	生産、販売 業務設備	14	176	— （7,840）	423	614	123 （0）
ENPLAS ELECTRONICS （SHANGHAI） CO. , LTD.	中国 上海市	Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	販売業務設 備	5	—	—	30	35	6 （0）
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	台湾 新竹県	Semiconductor事業	販売業務設 備	1	—	—	55	56	39 （0）
ENPLAS （VIETNAM） CO. , LTD.	ベトナム ハノイ	Semiconductor事業 Digital Communication事業 Energy Saving Solution事業	生産、販売 業務設備	12	177	— （16,871）	920	1,110	163 （0）
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO. , LTD.	中国 広東省	Energy Saving Solution事業	生産、販売 業務設備	7	100	— （4,508）	109	217	73 （0）
PT. ENPLAS INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州	Energy Saving Solution事業	生産、販売 業務設備	64	31	— （4,463）	20	116	27 （13）
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	シンガポール	Semiconductor事業	販売業務設 備	4	—	—	51	55	45 （0）

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 （面積㎡）	その他	合計	
ENPLAS LIFE TECH, INC.	米国 ノースカロライナ 州	Life Science事業	生産、販売 業務設備	250	7	—	5	263	3 (12)
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.	フィリピン パンパンガ州	Semiconductor事業	生産、販売 業務設備	5	4	—	4	14	35 (0)
ENPLAS (DEUTSCHLAND) GMBH.	ドイツ バイエルン州	Semiconductor事業 Energy Saving Solution事業	販売業務設 備	—	—	—	0	0	5 (0)
ENPLAS (ITALIA) S. R. L.	イタリア ミラノ	Semiconductor事業	販売業務設 備	—	—	—	0	0	1 (0)
ENPLAS (ISRAEL) LTD.	イスラエル ハイファ	Semiconductor事業 Digital Communication事業	販売業務設 備	—	—	—	0	0	1 (0)
ENPLAS AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州	地域統括	統括業務設 備	237	—	111 (36,422)	58	408	8 (0)
ENPLAS (EUROPE) LTD.	英国 ロンドン	地域統括 Semiconductor事業 Life Science事業	販売業務設 備	—	2	—	6	8	11 (1)
ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.	中国 江蘇省	Semiconductor事業	販売業務設 備	—	—	—	4	4	19 (0)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であり、使用権資産を含んでおります。
2 従業員数の（ ）は、臨時従業員を外書しております。
3 主要な設備を連結会社間で賃貸借している場合は、貸主側で記載する方法によっております。
4 提出会社の上青木事業所は、その設備のほとんどを(株)エンプラス研究所へ賃貸しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資については、将来の事業展開を勘案し、長期的展望に立って生産設備の増強、研究開発投資及び情報化投資などを計画しております。

設備投資計画は、原則的に当社及び連結子会社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ予算編成会議において提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
株式会社エンプレス	埼玉県川口市	Semiconductor事業	建物及び附属設備 機械装置及び資産金型 ソフトウェア及び測定器等	3,721	-	自己資金	2026年 4月	2027年 3月
		Life Science事業						
		Digital Communication事業						
	Energy Saving Solution事業							
埼玉県さいたま市	Semiconductor事業	建物及び附属設備	15,000	8,519	自己資金	2024年 10月	2026年 8月	
	Life Science事業							
	Digital Communication事業							
Energy Saving Solution事業								
株式会社エンプレス半導体機器	埼玉県さいたま市	Semiconductor事業	機械装置及び資産金型 ソフトウェア及び測定器等	1,454	-	自己資金	2026年 4月	2027年 3月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	62,400,000
計	62,400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,732,897	9,732,897	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,732,897	9,732,897	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 10 当社従業員 349 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 147
新株予約権の数(個) ※	728 [649]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 72,800 [64,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,353 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年6月28日 至 2027年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,353 資本組入額 1,677
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は権利行使をなしうるものとする。 新株予約権の質入れその他一切の処分、並びに相続は認められないものとする。 新株予約権者は、新株予約権個数の全部又は一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(注) 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、以下(1)、(2)、又は(3)の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数を処分する自己株式の数」、「募集株式発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編成行為を行う場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注) 1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

② 再編後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは、新株予約権者が死亡した場合、及び新株予約権者がその保有する新株予約権の放棄を申し出た場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2022年8月31日 (注)	△3,500,000	9,732,897	—	8,080	—	2,020

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	15	25	36	117	13	1,941	2,147	—
所有株式数 (単元)	—	26,635	2,102	3,290	28,159	39	36,968	97,193	13,597
所有株式数の割合 (%)	—	27.40	2.16	3.39	28.97	0.04	38.04	100.00	—

(注) 1 自己株式701,185株は「個人その他」に7,011単元及び「単元未満株式の状況」に85株を含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元及び20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
横田 大輔	東京都渋谷区	1,404	15.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	992	10.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	559	6.19
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	434	4.81
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	432	4.78
横田 誠	埼玉県さいたま市	418	4.63
公益財団法人エンプラス横田教育振興財団	埼玉県川口市並木2丁目30番1号	300	3.32
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	289	3.21
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	281	3.11
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	198	2.19
計	—	5,312	58.82

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は992千株であります。なお、その内訳は、573千株は投資信託、19千株は年金信託です。
- 2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は559千株であります。なお、その内訳は、343千株は投資信託、174千株は年金信託です。
- 3 2026年1月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が2025年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1番1号	429	4.41
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	138	1.43

- 4 2026年2月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村証券株式会社およびその共同保有者が2026年2月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、ノムラ インターナショナル ピーエルシーおよび野村アセットマネジメント株式会社の2社については、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、野村証券株式会社及びその共同保有者の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	5	0.06
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	38	0.39
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	213	2.20

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 701,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,018,200	90,182	—
単元未満株式	普通株式 13,597	—	—
発行済株式総数	9,732,897	—	—
総株主の議決権	—	90,182	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株 (議決権の数1個) 含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ85株及び20株含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) 株式会社エンプラス	埼玉県川口市並木 2丁目30番1号	701,100	—	701,100	7.20
計	—	701,100	—	701,100	7.20

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	152	1,029,510
当期間における取得自己株式	41	629,350

(注) 当期間における取得自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストック・オプションの行使)	189,900	684,056,125	7,900	28,460,619
その他 (譲渡制限付株式報酬の付与)	6,900	24,853,800	—	—
保有自己株式数	701,185	—	693,326	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆様へ還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上をはかるため引き続き事業体質の改善に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のために積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお、当事業年度の期末配当金は、2026年5月29日開催の取締役会決議により、1株当たり45円とし、2026年6月5日を支払開始日とさせていただきます。既に2025年12月1日に1株当たり45円の中間配当を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり90円となります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2025年10月31日 取締役会	399	45.00
2026年5月29日 取締役会	406	45.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業以来、素材開発、プロセスエンジニアリング開発、評価技術開発を推進し、それまで不可能と考えられていたものを製品化、量産化することで、世界中のお客様と共に、豊かな社会の発展に貢献してまいりました。当社の経営方針・企業精神・企業倫理を具現化したものが企業理念であり、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にするとともに当社のコーポレート・ガバナンスの基本原則となっております。

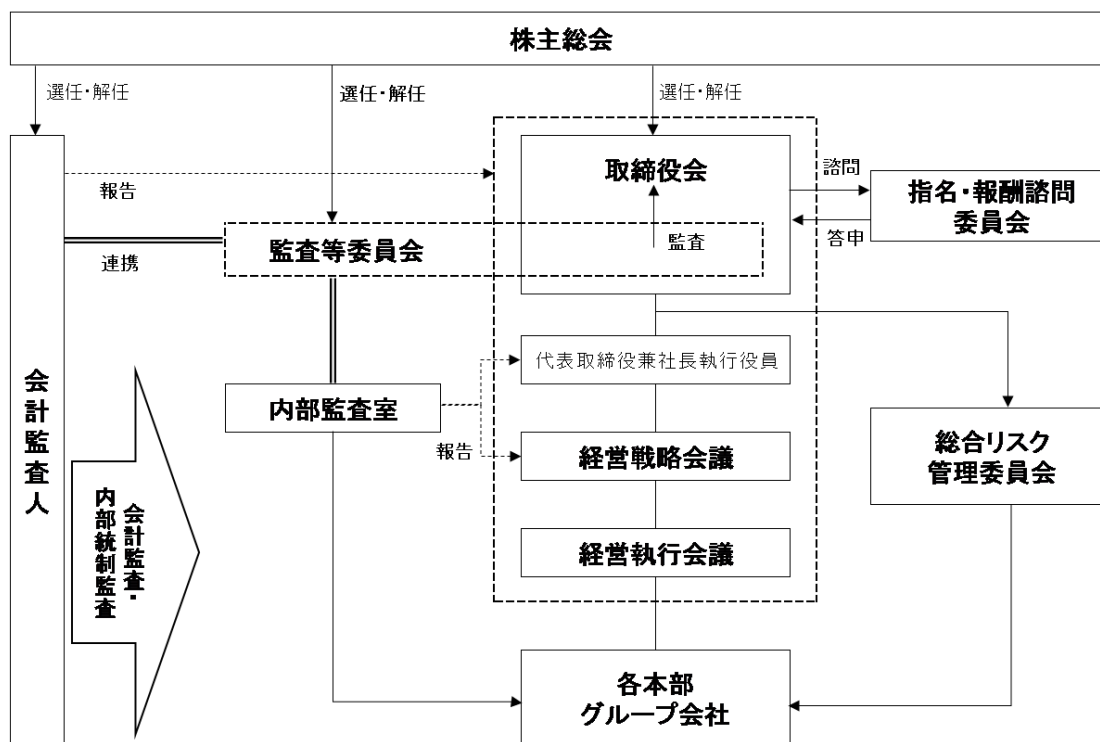
② 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、2015年6月26日の第54回定時株主総会での承認をもって監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行しております。さらに当社は、2015年10月30日に「エンプラス コーポレート・ガバナンス ポリシー」を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。また、持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度の導入と社外取締役の選任により、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高める取組みを推進しております。当社のコーポレート・ガバナンスの基盤となる主要な機関は以下のとおりであります。

名称	目的	権限	構成員
取締役会	業務執行に関する意思決定及び取締役の職務の執行の監督	経営方針の決定権限	横田 大輔（代表取締役、議長） 椎名 聡 藤田 慈也 赤塚 孝江（社外取締役） 井植 敏雅（社外取締役） 久田 眞佐男（社外取締役） 天羽 稔（社外取締役） 杓沢 茂雄
監査等委員会	取締役の職務の執行の監査	監査権限	井植 敏雅（社外取締役） 久田 眞佐男（社外取締役、議長） 天羽 稔（社外取締役） 杓沢 茂雄
指名・報酬諮問委員会	取締役の指名、報酬、後継者計画などに関する取締役会への答申	取締役会への答申権限	井植 敏雅（社外取締役、議長） 久田 眞佐男（社外取締役） 横田 大輔（代表取締役）
内部監査室	監査等委員会の補助	監査権限	内部監査室 シニアエキスパート 内部監査室5名
経営戦略会議	代表取締役が取締役会から委任された重要事項に関する意思決定を行うための諮問機関	重要事項の決定権限	横田 大輔（代表取締役、議長） 椎名 聡 藤田 慈也 杓沢 茂雄 執行役員
総合リスク管理委員会	全社的なリスクの検出及び対策の立案	調査権限 改善命令権限	横田 大輔（代表取締役、議長） 椎名 聡 藤田 慈也 杓沢 茂雄 執行役員 事業執行責任者 間接部門責任者

当社のコーポレート・ガバナンスの体制全体の模式図は以下のとおりであります。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性を向上させることを目的として取締役8名中4名の社外取締役を選任しております。また、経営の意思決定機関である取締役会に監査等委員である取締役が属する監査等委員会設置会社制度を採用しております。なお、2021年6月23日に取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの独立性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の下に任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。

ハ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

〔1〕 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

〔2〕 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

〔3〕 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

〔4〕 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

- [5] 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。
- [6] その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。
- [7] 当社の監査等委員会の職務を補助するべき使用人に関する体制
監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。
- [8] 補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。
- [9] 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制
取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反する又はそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与える又はそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけられております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。
- [10] 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制
当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。
- [11] 監査等委員会又は監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査等委員会又は監査等委員等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記することとしております。
- [12] その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保証することとしております。
- [13] 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

- [14] 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、当該費用又は債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さらに、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

- [15] 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

- ・リスク管理体制の整備の状況

- [1] リスク管理体制

「内部統制システムの整備の状況」の「[2] 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」に記載のとおりであります。

- [2] コンプライアンス体制

「内部統制システムの整備の状況」の「[4] 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載のとおりであります。

ニ. 責任限定契約に関する事項

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されるものとする。

ホ. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追求に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 株主総会決議事項の取締役会決議

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、株主への機動的な利益還元を目的に、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

④ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

⑥ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当について、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により中間配当することができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株式会社の支配に関する基本方針について

イ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社株式は金融商品取引所に上場されており、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付提案であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、このような大量買付提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきであるかという問題に密接に関連することから、最終的には株主の皆様ご意思によるべきであると考えております。

しかしながら、このような大量買付提案の中には、株主の皆様による最終的なご判断のために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、更には当社の経営に対して真摯に関与する意思が認められないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものも想定されます。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

そこで当社は、2024年6月21日開催の第63回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、2009年に導入し、これまで定時株主総会の決議による出席株主の皆様ご議決権の過半数のご賛成により承認を得てきました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新させていただきました。

本プランは、前述した不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉等を可能とすること等を目的としています。

ロ. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社の使命は独創的アイデアを総合技術で価値ある製品に変え、より良い未来を支える事であり、その使命を果たすためには強靱な経営基盤をもとに、創造と挑戦を繰り返し、自ら変革し続ける必要がございます。当社は創業時から財務の安定性を重視し、パンデミックや災害など予測不可能な事象が発生しても事業継続できる体制を維持してまいりました。

当社経営の生命線は「新規性の追求」にあると考えており、「新規性の追求」を実践するためには、顧客との共同開発、秘密保持等、継続的な信頼関係の構築が重要であるという考えの下、当社は現在、中長期的な視野に立った成長計画に基づく積極的な事業基盤の拡大に取り組んでおります。今後も将来の収益機会を確実に取り込み、継続的な成長を実現するための各種施策を実施してまいります。

ハ、基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

(1) 本プランの手続

① 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大量買付行為」といいます。）を対象としております。そして、大量買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行いまたは行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）は、本プランに定める手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従わなければならないものとします。

(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

または

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立するあらゆる行為⁵（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

¹特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、

(iii) 上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）ならびに

(iv) 上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下、同じとします。

²議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

³株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

⁴「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙に定める共同協調行為等認定基準に従い行うものとします。

⁵本文2(1)①(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文2(1)①(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役提出していただきます。具体的には、買付意向表明書には、以下の(i)から(iii)の内容を記載していただきます。

なお、買付意向表明書をはじめ、大量買付者から当社に対して提出していただく書面は、すべて日本語によるものとします。

(i) 大量買付者の概要等

- a. 氏名または名称及び住所または所在地
- b. 設立準拠法
- c. 事業目的・事業の内容
- d. 代表者の役職及び氏名
- e. 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）
- f. 国内連絡先
- g. 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

(ii) 大量買付者が現に保有する当社株式等の数及び買付意向表明書提出前60日間における大量買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数、ならびに大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等⁶またはその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

⁶金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義される「重要提案行為等」をいいます。

③ 必要情報の提供

当社代表取締役に買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日⁷以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストにしたがって十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報リストの一部に含まれるものとしますが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家の助言を得た上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に関する情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(i) 大量買付者の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）

(ii) 大量買付行為の目的（買付意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における議決権割合、大量買付行為の方法の適法性を含みます。）

(iii) 大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

- (v) 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大量買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容
- (vii) 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大量買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策の概要
- (ix) 大量買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者への対応方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大量買付者から買付意向表明書を受領した旨、及び大量買付者に本必要情報リストを送付した旨について速やかに開示し、また、大量買付者から提供された情報（大量買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下「大量買付者提供情報」といいます。）のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報についても、適切と判断する時点で、当該情報の全部または一部を開示いたします。

また、当社は、大量買付者提供情報が本必要情報リストにおいて提供を求める情報（以下「大量買付情報」といいます。）として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断される場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

⁷営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

④ 取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i) 現金（円貨）のみを対象とする当社株式等の全てを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、又は(ii) その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

⑤ 対抗措置の発動の要件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大量買付行為に対して、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

なお、大量買付者が大量買付ルールにしたがっているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールにしたがっていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとし、また、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(b)大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。具体的には、以下(a)から(e)の場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められるものであるとみなします。

(a)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合

(b)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等を大量買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っている場合

(c)当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っている場合

(d)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の取得を行っている場合

(e)強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の売買を行うことをいいます。）等、株主に当社株式等の売却を事実上強要するおそれがある買付けの場合

⑥ 株主意思確認総会

上記⑤のとおり、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等にしがって開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとしたします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議にしがって対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

(2) 対抗措置の具体的内容

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

(3) 対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

(4) 本プランの有効期限並びに廃止及び変更

本プランの有効期限は、2027年6月開催予定の当社第66回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制・裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更等の軽微な変更を除きます。）及び変更の内容について、適切に開示いたします。

(5) 株主及び投資家の皆様への影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回することはありません。本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

二. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるという目的をもって、2024年6月21日開催の第63回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新されたものです。

本プランには、有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。更に、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

したがって、本プランの導入及び廃止並びに対抗措置の発動には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

当社は、本プランにおいて、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用又は対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

当社取締役会は、以上の理由により、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

共同協調行為等認定基準

※ 本基準は、本プランで定義される大量買付者を含む「特定株主グループ」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大量買付者」の認定の前提となる「大量買付行為」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。

※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記(1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、特定株主グループとの間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

- (1) 当社株券等を取得している時期が、特定株主グループによる当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
- (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
- (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、特定株主グループによる当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定株主グループによる当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定株主グループの行動に関連するイベントと近接しているか。
- (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、特定株主グループによる当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。）の特徴との間に共通性がみられるか。
- (5) 特定株主グループが株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定株主グループのそれと重なり合っているか。
- (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定株主グループとともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。
- (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び特定株主グループ（ならびに当該認定対象者以外の者で当該特定株主グループと同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か。
- (8) 特定株主グループとの間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
- (9) 特定株主グループとの間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。
- (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この(10)を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行為」と認定してはならないものとする。）。
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が特定株主グループのそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この(11)を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行為」と認定してはならないものとする。）。
- (12) その代理人やアドバイザーが、特定株主グループのそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、及び／または親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定株主グループとの間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）。
- (13) その他、特定株主グループとの間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

⑨ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
横田 大輔	13回	13回
椎名 聡	11回	11回
藤田 慈也	13回	13回
赤塚 孝江	13回	12回
井植 敏雅	13回	13回
久田 眞佐男	13回	13回
天羽 稔	13回	13回
沓沢 茂雄	13回	13回

取締役会における具体的な検討内容として、法令、定款及び当社取締役会規則に定められた付議事項に該当する審議以外に、各事業（Semiconductor事業・Life Science事業・Digital Communication事業・Energy Saving Solution事業）についての執行状況や課題について協議しております。

当事業年度においては、上記に加え、企業理念の浸透活動報告や機関投資家との対話（IR/SR面談）、人的資本、次期システムに関する検討、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応や中期経営計画について報告を受け、検討を行いました。

⑩ 指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井植 敏雅	5回	5回
久田 眞佐男	5回	5回
横田 大輔	5回	5回

指名・報酬諮問委員会における具体的な検討内容として、当社指名・報酬諮問委員会規定にしたがって取締役の指名、報酬などについて審議の上、取締役会に答申しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役社長	横田 大輔	1967年11月4日生	1993年8月 当社入社 2000年4月 ENPLAS(U.S.A.), INC. President 2002年4月 当社執行役員自動車機器事業部長 (兼) 欧米担当 2003年6月 当社取締役 2004年4月 当社取締役エンブラ事業部長 2006年4月 当社常務取締役事業本部長 (兼) オ プトブラニクス事業部長 2007年4月 当社常務取締役事業本部長 2008年4月 当社代表取締役社長に就任、現在に 至る 2025年4月 株式会社アスレチックガーデンゴル フ倶楽部代表取締役に就任、現在に 至る	(注) 4	1,404.4
取締役	椎名 聡	1963年8月21日生	2003年3月 当社入社 2006年4月 当社事業本部 エンブラ事業部 営業 部 部門長 2009年4月 当社営業本部 第三営業部 部門長 2010年4月 当社営業本部 営業第一部 部門長 2011年4月 当社事業本部 グローバル電子機器 事業グループ 部門長 2012年4月 Enplas Precision (Thailand) Co., Ltd. Managing Director 2016年4月 当社LJO事業グループ 部門長 2017年4月 QMS株式会社 取締役 2018年4月 QMS株式会社 取締役 (兼) 執行役員 2019年4月 QMS株式会社 代表取締役社長 2022年4月 当社執行役員 インダストリー事業 本部 事業副本部長 (兼) QMS株式会 社 取締役会長 2023年4月 当社執行役員 Energy Saving Solutionカンパニー プレジデント 2024年4月 当社経営執行役員 Energy Saving Solutionカンパニー プレジデント 2025年4月 当社専務経営執行役員 事業本部 事 業本部長 2025年6月 当社取締役 (兼) 専務経営執行役員 事業本部 事業本部長 2026年4月 当社取締役 (兼) 専務経営執行役員 財務経理本部 本部長 (兼) 管理本 部 管掌に就任、現在に至る	(注) 4	3.5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	藤田 慈也	1972年12月24日生	2003年3月 当社入社 2009年4月 ENPLAS(U.S.A.), INC. Vice President 2013年4月 当社経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長 2014年4月 当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長 2015年4月 当社執行役員 経営企画管理本部 グループフィナンシャルオフィス 部門長 2017年4月 当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター 部門長 2019年4月 当社執行役員 事業本部 MSD事業部 事業部長 2019年6月 当社取締役(兼) 経営執行役員 コーポレートセンター センター長 2020年4月 当社取締役(兼) 経営執行役員 経営企画本部 本部長 2022年4月 当社取締役(兼) 経営執行役員 コーポレート本部 本部長 2023年4月 当社取締役(兼) 経営執行役員 財務経理本部 本部長 2025年4月 当社取締役(兼) 経営執行役員 コーポレート管理本部 本部長 2026年4月 当社取締役(兼) 経営執行役員 経営企画管理本部 本部長に就任、現在に至る	(注) 4	10.6
取締役	赤塚 孝江	1970年3月19日生	2000年10月 プライスウォーターハウスクーパース税務事務所(現 PwC 税理士法人) 入所 2004年4月 公認会計士登録 2006年7月 日興シティグループ証券株式会社(現 シティグループ証券株式会社) 入社 2008年5月 デロイトトーマツ FAS 株式会社(現 合同会社デロイトトーマツ) 入社 2010年2月 税理士登録 2010年10月 日本コカ・コーラ株式会社 経営戦略本部事業戦略推進部部长 2016年8月 税理士法人フェアコンサルティング 国際税務部門シニアマネージャー 2022年2月 プレミア国際税務事務所 代表に就任、現在に至る 2023年6月 レオン自動機株式会社 社外取締役に就任、現在に至る 2023年6月 アツギ株式会社 社外監査役に就任、現在に至る 2024年6月 当社取締役に就任、現在に至る 2025年3月 株式会社やまびこ 社外取締役	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役 (監査等委員)	井植 敏雅	1962年12月3日生	1989年4月 三洋電機株式会社入社 1996年6月 同社取締役 2002年6月 同社代表取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社特別顧問 2010年2月 株式会社LIXILグループ(現株式会社LIXIL) 副社長執行役員 2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長執行役員 2016年6月 株式会社LIXILグループ(現株式会社LIXIL) 取締役執行役副社長 2018年6月 当社取締役 2019年6月 当社取締役(監査等委員)に就任、現在に至る 2019年8月 宝印刷株式会社(現株式会社TAKARA & COMPANY) 社外取締役に就任、現在に至る 2020年6月 株式会社西島製作所 監査等委員である社外取締役 2020年6月 亀田製菓株式会社 社外取締役に就任、現在に至る 2022年6月 株式会社西島製作所 社外取締役に就任、現在に至る	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	久田 眞佐男	1948年12月16日生	1972年4月 株式会社日立製作所入社 2007年4月 同社執行役常務 2010年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ(現株式会社日立ハイテク) 代表執行役 執行役副社長 2010年6月 同社代表執行役 執行役副社長(兼) 取締役 2011年4月 同社代表執行役 執行役社長(兼) 取締役 2015年4月 同社取締役(兼) 執行役 2015年6月 同社取締役会長(兼) 執行役 2017年6月 同社相談役 2019年6月 同社名誉相談役に就任、現在に至る 2019年6月 アルコニックス株式会社 社外取締役 2019年6月 当社取締役(監査等委員)に就任、現在に至る	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役 (監査等委員)	天羽 稔	1951年12月9日生	1979年4月 デュポンファーイースト日本支社 (現デュポン株式会社) 入社 2000年3月 同社取締役 2005年7月 同社エンジニアリングポリマー事業 部アジア太平洋地域リージョナルデ ィレクター(兼)デュポン株式会社 取締役副社長 2006年9月 同社代表取締役社長 2013年1月 同社代表取締役会長(兼)デュポン アジア パシフィック リミテッド社 長 2014年9月 同社名誉会長 2015年6月 株式会社キッツ 社外取締役 2016年3月 デュポン株式会社 名誉会長 退任 2016年3月 大塚化学株式会社 社外監査役 2019年3月 同社 社外取締役に就任、現在に至 る 2021年6月 当社取締役(監査等委員)に就任、 現在に至る	(注) 5	-
取締役 (監査等委員)	沓沢 茂雄	1966年6月17日生	1989年4月 当社入社 2010年10月 当社事業本部 液晶関連事業グループ 部門長 2011年10月 当社グローバル LED 関連事業グルー プ 部門長 2012年4月 株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス 代表取締役社長 2014年6月 当社取締役 2015年6月 当社経営執行役員 2019年4月 当社経営執行役員 事業本部 中国担 当 2020年4月 当社経営執行役員 事業本部 事業本 部部長 2022年4月 当社経営執行役員 インダストリー事 業本部 事業本部部長 2023年4月 当社経営執行役員 Display Solution カンパニー プレジデント 2023年4月 当社経営執行役員 内部監査室 管掌 2024年6月 当社取締役(監査等委員)に就任、 現在に至る	(注) 5	5.3
計					1,423.8

- (注) 1 2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 赤塚 孝江氏、井植 敏雅氏、久田 眞佐男氏、天羽 稔氏の4氏は社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
- 3 沓沢 茂雄氏は常勤の監査等委員であります。
- 4 監査等委員以外の取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員である取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役（監査等委員を除く）1名、社外取締役（監査等委員）を3名選任しております。

当社グループと社外取締役（監査等委員）である久田眞佐男氏が名誉相談役を務める株式会社日立ハイテクとの間で原材料関連の取引がありますが、その取引金額は当社がコーポレート・ガバナンスポリシーに定める双方の連結売上高の2%未満の範囲内であるため、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

なお、社外取締役4名と当社との人的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所が定める当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として同取引所に届け出ております。

当社は、企業実務・財務面等で高い見識と豊富な経験を有し、取締役会の意思決定に影響を与えるような当社との利害関係を有しない独立した立場からの確に職務を遂行できる人物を、社外取締役として選任し独立役員として指定することとしております。

③ 監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査等委員は、「(3) [監査の状況] ① 監査等委員監査の状況」に記載のとおり厳正な監査を実施しており、内部監査室及び会計監査人と相互の連携を図りながら、監査機能の強化に努めることとしております。

当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員4名中3名を社外監査等委員とすることで経営への監視機能を強化しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は監査等委員4名中3名が社外監査等委員、1名が常勤の社内監査等委員であり、監査等委員会監査については、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、各部門の業務執行状況の報告・確認、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施することとしております。監査等委員会は定期的開催され、常勤監査等委員より業務執行に関する案件概要、監査結果等についての情報提供、意見交換を実施しており、当事業年度における個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
井植 敏雅	12回	11回
久田 眞佐男	12回	12回
天羽 稔	12回	12回
沓沢 茂雄	12回	12回

当事業年度における監査等委員会の主な決議事項は以下のとおりです。

決議事項	監査方針・監査計画・監査方法・監査体制・職務分担の決定、監査等委員会議長の選定、常勤監査等委員の選定、特定監査等委員の選定、選定監査等委員の選定、監査等委員の報酬額の協議、会計監査人の評価、会計監査人に対する監査報酬額への同意、取締役の利益相反
------	--

常勤の社内監査等委員は、会社の業務及び財産の状況の調査その他職務の遂行にあたり、効率的な監査を実施すべく、内部監査部門と連携し、内部統制システムに係る当社の状況とその監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画及び実施された監査の結果等について聴取を行い、意見交換を実施しております。

② 内部監査の状況

独自の内部監査部門である内部監査室が、当社及びグループ会社の業務執行状況の適正性及び妥当性・効率性を監査しておりますが、代表取締役社長に報告するとともに監査等委員会にも直接報告しております。また、監査等委員は同室に対し監査業務に必要な事項を指示することができます。

当事業年度における主な連携内容は以下のとおりです。

連携内容	連携部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報・意見交換	内部監査室	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
J-SOX評価監査	J-SOX主管部門	■	■	■		■				■			■
期中レビュー報告	会計監査人	■			■			■			■		
監査計画共有	会計監査人						■						
監査報告	会計監査人		■										
情報・意見交換	グループ会社監査役	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

39年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 大村広樹、古川譲二

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 23名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、会計監査人の選定に際しては、候補者の概要、監査の実施体制等、監査報酬見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて、候補者を総合的に評価し、選定について判断することとしております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、監査法人の評価に際しては、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査等委員会とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスクについて評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	51	—	52	7
連結子会社	—	—	—	—
計	51	—	52	7

(注) 当連結会計年度の当社における非監査業務の主な内容は、改正リース会計基準導入に係る助言・指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Deloitte Touche Tohmatsu) に対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	10	—	6
連結子会社	55	44	55	46
計	55	54	55	52

(注) 1 前連結会計年度の当社における非監査業務の主な内容は、法人税確定申告の代行業務であります。また、連結子会社における非監査業務の主な内容は、移転価格税制に係るコンサルティング業務及び法人税確定申告の代行業務であります。

2 当連結会計年度の当社における非監査業務の主な内容は、法人税確定申告の代行業務であります。また、連結子会社における非監査業務の主な内容は、移転価格税制に係るコンサルティング業務及び法人税確定申告の代行業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬は、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 方針の決定の方法

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が議長を務める指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会において、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

イ 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

(1) 原則

各々の取締役が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保いたします。取締役規定及び執行役員規定等の社内規定や役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守いたします。

(2) 業務執行取締役の報酬体系

当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とし、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬とは別に、経営執行役員の報酬の一部として業績連動報酬（賞与部分）を支給いたします。中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬及び業績連動報酬とは別に、譲渡制限付株式報酬を付与いたします。中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別に、ストックオプション報酬として新株予約権を付与することがあります。

(3) 社外取締役の報酬体系

社外取締役の報酬体系は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみといたします。

2. 固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、指名・報酬諮問委員会での個別報酬の審議、取締役会への答申及び取締役会の決議により決定いたします。各取締役の報酬は、市場、役位、過去の取締役としての経験及びキャリア等を総合的に検討し調整することがあります。支給の時期は、毎月一定の時期といたします。

3. 業績連動報酬に関する方針

中期インセンティブとして、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、執行役員部分の報酬の一部として、業績連動型報酬を支給します。業績連動型報酬は、賞与部分から構成されます。

賞与は、連結売上高営業利益率及び連結ROEをベースとし、取締役部分の報酬と執行役員部分の報酬とを合算した額が株主総会で決議された報酬総額の限度内となるよう、代表取締役が案を作成し、指名・報酬諮問委員会での個別報酬の審議、取締役会への答申及び取締役会の決議により決定いたします。支給の時期は、毎年一定の時期とします。

4. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬の付与対象者は当社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員その他の一部従業員及び国内グループ会社の取締役とします。当社は取締役会決議を経て、付与対象者に対して、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。付与対象者は、取締役会決議に基づき、当社から付与された金銭報酬債権及び金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、譲渡制限付株式の発行又は処分を受けるものとします。

ストックオプション報酬の付与対象者は当社及び当社グループ会社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員及び従業員とし、取締役会決議を経て、ストックオプション（新株予約権）の割当てを行います。他の諸条件については、発行要項及び新株予約権割当契約に関する申込書兼同意書において決定いたします。

5. 報酬等の割合に関する決定方針

役員報酬は固定報酬のみですが、経営執行役員を兼務する場合は執行役員の報酬として月例給与、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。固定報酬及び月例給与と業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、概ね固定報酬及び月例給与60%、業績連動報酬30%、譲渡制限付株式報酬及びストックオプション報酬10%となるように設定をしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額300百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年7,500株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）の員数は2名であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、その答申を尊重して取締役会において決定しています。このことから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非金 銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外 取締役を除く）	218	134	84	13	4
監査等委員である取締役（社 外取締役を除く）	27	27	-	-	1
社外取締役	61	61	-	-	4

(注) 1 上表には、2025年6月26日開催の第64回株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1名を含んでおります。

2 対象となる役員の員数には無報酬の役員を含めておりません。

3 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式13百万円、ストックオプション0百万円であります。

⑤ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)		
				固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非金 銭報酬等
横田 大輔	102	取締役	提出会社	61	40	5

(注) 非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式5百万円、ストックオプション0百万円であり、割り当ての際の条件等は「4. 非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、配当及び株式売却により得られる利益のみを目的として株式を保有することを純投資目的の保有と位置付けております。なお、当連結会計年度末において純投資目的の株式の保有はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

毎期、株式の保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の目的と合理性について経営戦略会議で審議したのち、取締役会においてその結果を報告しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	3	10
非上場株式以外の株式	8	1,082

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	1

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)みずほフィナン シャルグループ	148,298	148,298	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	有
	902	600		
(株)りそなホールデ ィングス	102,990	102,990	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	有
	177	132		
ニデック(株)	100	200	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	0	0		
(株)デンソー	100	100	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	0	0		
ソニーグループ(株)	100	500	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	0	1		
富士フイルムホール ディングス(株)	100	100	取引関係の維持・強化を目的として保 有。株式の発行者と当社の取引状況等を 精査することで保有の合理性を検証。	無
	0	0		
(株)セゾンテクノロ ジー	100	100	参考情報の取得を目的として保有。情報 から得られる便益が保有に伴い発生する コストに見合うかを精査することで保有 の合理性を検証。	無
	0	0		
山一電機(株)	100	100	参考情報の取得を目的として保有。情報 から得られる便益が保有に伴い発生する コストに見合うかを精査することで保有 の合理性を検証。	無
	0	0		

みなし保有株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

①経営方針・経営戦略等に関連付けた連結会社の人材戦略

当社グループは、中期経営計画（2nd roll）および長期ビジョンのもと、「ソリューションプロバイダーとして顧客価値を創出する」ことを経営の基本方針とし、その実現に向け、人材を重要な経営資源の一つと位置付けております。

同計画においては、Semiconductor事業の持続的成長と事業ポートフォリオの多様化、イノベーションセンターを活用した需要の掘り起こし、ならびに各事業における事業領域の拡大を重点施策としております。これらを推進するにあたり、変化に対応し顧客価値の創出を担う人材の確保・育成が必要となると考えております。当社グループでは、この考え方にに基づき、事業戦略と連動した人材配置および育成を推進しております。

具体的には、各事業に求められる役割や専門性に応じた人材配置および育成を行うとともに、管理職層および次世代リーダー層の計画的な育成を通じて、事業の成長を支える人材基盤の強化を図っております。

また、中期経営計画における成長投資の一環として人材への投資を継続し、事業成長および顧客価値創出を支える組織基盤の強化を進めております。

②従業員の給与等の決定に関する方針

提出会社における従業員の給与（賞与を含む。）およびその他の給付については、持続的な成長および企業価値向上を支える観点から、役割・責任および成果を踏まえ、公正かつ合理的に決定しております。

賞与等の変動給については、会社業績や事業環境を考慮し、経営成果との連動を図るとともに、中長期的な成長を見据えた人材投資とのバランスにも配慮しております。また、中期経営計画に基づく成長投資および人的投資の方針を踏まえ、外部の人材市場動向や社内の処遇バランスを勘案し、競争力と公平性の確保に努めております。

これらの処遇の決定および運用にあたっては、労働関係法令を遵守するとともに、制度運用の透明性を確保し、従業員への適切な説明責任を果たしております。

(2)【従業員の状況】

①連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
Semiconductor事業	322 (29)
Life Science事業	32 (27)
Digital Communication事業	126 (10)
Energy Saving Solution事業	628 (55)
報告セグメント計	1,108 (121)
その他	62 (4)
全社（共通）	201 (16)
合計	1,371 (141)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
332（55）	40.8	14.6	6,804	3.7

セグメントの名称	従業員数（人）
Semiconductor事業	1（-）
Life Science事業	27（15）
Digital Communication事業	64（10）
Energy Saving Solution事業	122（18）
報告セグメント計	214（43）
その他	29（2）
全社（共通）	89（10）
合計	332（55）

- （注）1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2 平均年間給与（税込）は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
- 3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

③労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

④管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

(a) 提出会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%） （注）1、3	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2、4	労働者の男女の賃金の額の差異（%） （注）1		
			全労働者	正規雇用労働者 （注）5	パート・有期労働者 （注）6
提出会社	10.6	100.0	78.7	80.1	32.5

(b) 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%） （注）7	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2、4	労働者の男女の賃金の額の差異（%） （注）7		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株式会社エンプラス半導体機器	-	100.0	-	-	-

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の比率は10.6%となっております。
この主な要因は、女性の平均勤続年数が男性より短く、女性の従業員割合が低いためであります。女性管理職候補を増やすための取り組みとして、女性社員向けのリーダー研修を実施し、また、仕事と育児を両立するための支援制度を拡充して、女性が管理職を目指しやすい環境を整備してまいります。
- 4 男性の育児休業取得率は提出会社100.0%(対象者3名、取得者3名)、株式会社エンプラス半導体機器100.0%(対象者1名、取得者1名)となっております。
当社及び国内グループ会社では男性社員の育児休業取得を促進するため、配偶者の妊娠中からお子様が生まれるまでに配偶者をサポートするときに取得できる出産育児サポート休暇を設置し、また、育児休業は最初の3日間を有給で取得できる制度としております。今後も育児休業が取りやすい環境整備に努めてまいります。
- 5 正規雇用労働者の男女の賃金の額の差異は80.1%となっております。
この主な要因は、女性の平均勤続年数が男性より短く、役員及び管理職に占める女性比率が低いためです。制度面で男女の差はありませんが、短時間勤務や時間外労働の免除など、仕事と育児の両立を支援する施策の利用状況の違いも男女の賃金差異の要因の一部となっております。
- 6 パート・有期労働者の男女の賃金の額の差異は32.5%となっております。
この主な要因は、パート・有期労働者の男女の構成が、男性は定年再雇用者等の有期雇用労働者がほとんどであるのに対し、女性は勤続年数の短いパート労働者がほとんどを占めているためです。
- 7 連結子会社である株式会社エンプラス半導体機器は、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、労働者の男女の賃金の額の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに出席するなど、適宜情報収集を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 24,050	※3 23,817
受取手形及び売掛金	※1 8,807	※1 8,967
製品	1,266	952
仕掛品	782	641
原材料及び貯蔵品	2,015	3,295
未収消費税等	815	1,294
未収還付法人税等	158	482
その他	809	1,140
貸倒引当金	△11	△14
流動資産合計	38,695	40,578
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,904	4,047
機械装置及び運搬具（純額）	2,833	2,381
工具、器具及び備品（純額）	1,266	1,317
土地	6,871	6,892
使用権資産（純額）	1,396	1,192
建設仮勘定	5,180	9,252
有形固定資産合計	※2 21,453	※2 25,084
無形固定資産		
ソフトウェア	152	276
ソフトウェア仮勘定	522	2,104
その他	23	13
無形固定資産合計	698	2,394
投資その他の資産		
投資有価証券	746	1,092
退職給付に係る資産	474	478
繰延税金資産	193	985
その他	514	521
貸倒引当金	△0	△85
投資その他の資産合計	1,927	2,990
固定資産合計	24,079	30,469
資産合計	62,775	71,047

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,344	1,988
リース債務	354	238
未払金	1,039	1,246
未払費用	619	687
未払法人税等	458	1,017
契約負債	152	152
賞与引当金	744	932
転貸損失引当金	28	7
役員賞与引当金	118	95
その他	306	322
流動負債合計	5,168	6,689
固定負債		
リース債務	1,084	1,023
退職給付に係る負債	112	137
繰延税金負債	35	448
転貸損失引当金	7	—
その他	151	175
固定負債合計	1,390	1,785
負債合計	6,559	8,475
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080	8,080
資本剰余金	2,042	2,022
利益剰余金	42,510	46,991
自己株式	△3,233	△2,526
株主資本合計	49,399	54,568
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	410	647
為替換算調整勘定	5,460	7,152
その他の包括利益累計額合計	5,870	7,799
新株予約権	179	53
非支配株主持分	766	150
純資産合計	56,216	62,571
負債純資産合計	62,775	71,047

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 38,069	※1 42,540
売上原価	※2 20,598	※2 23,185
売上総利益	17,470	19,355
販売費及び一般管理費	※3,※4 12,183	※3,※4 13,190
営業利益	5,287	6,164
営業外収益		
受取利息	398	195
受取配当金	20	24
為替差益	—	167
固定資産賃貸料	5	1
スクラップ売却益	87	77
その他	32	86
営業外収益合計	543	553
営業外費用		
支払利息	77	69
固定資産賃貸費用	1	—
棚卸資産評価損	—	83
支払補償費	15	33
為替差損	259	—
その他	30	48
営業外費用合計	385	235
経常利益	5,446	6,482
特別利益		
固定資産売却益	※5 45	※5 29
投資有価証券売却益	2	1
新株予約権戻入益	—	1
受取補償金	※7 44	—
その他	1	—
特別利益合計	94	32
特別損失		
固定資産売却損	※6 21	※6 4
減損損失	※8 34	—
事業再構築費用	※9 232	※9 187
その他	0	—
特別損失合計	288	191
税金等調整前当期純利益	5,252	6,323
法人税、住民税及び事業税	1,214	1,482
法人税等調整額	△22	△444
法人税等合計	1,192	1,038
当期純利益	4,059	5,285
非支配株主に帰属する当期純利益	116	52
親会社株主に帰属する当期純利益	3,943	5,233

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	4,059	5,285
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	124	237
為替換算調整勘定	△175	1,705
その他の包括利益合計	※ △51	※ 1,942
包括利益	4,008	7,228
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,928	7,162
非支配株主に係る包括利益	80	66

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,080	2,013	39,096	△3,257	45,933
当期変動額					
剰余金の配当			△529		△529
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,943		3,943
自己株式の取得				△1	△1
譲渡制限付株式報酬		28		24	52
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	—	28	3,413	23	3,465
当期末残高	8,080	2,042	42,510	△3,233	49,399

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	286	5,599	5,886	120	727	52,667
当期変動額						
剰余金の配当						△529
親会社株主に帰属する当期 純利益						3,943
自己株式の取得						△1
譲渡制限付株式報酬						52
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	124	△139	△15	59	39	82
当期変動額合計	124	△139	△15	59	39	3,548
当期末残高	410	5,460	5,870	179	766	56,216

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,080	2,042	42,510	△3,233	49,399
当期変動額					
剰余金の配当			△752		△752
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,233		5,233
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		92		684	776
譲渡制限付株式報酬		4		24	29
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△117			△117
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△20	4,480	707	5,168
当期末残高	8,080	2,022	46,991	△2,526	54,568

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	410	5,460	5,870	179	766	56,216
当期変動額						
剰余金の配当						△752
親会社株主に帰属する当期 純利益						5,233
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						776
譲渡制限付株式報酬						29
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△117
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	237	1,691	1,928	△125	△616	1,186
当期変動額合計	237	1,691	1,928	△125	△616	6,355
当期末残高	647	7,152	7,799	53	150	62,571

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,252	6,323
減価償却費	2,417	2,390
減損損失	34	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4	157
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	30	△23
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2	82
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	15	9
受取利息及び受取配当金	△418	△220
受取補償金	△44	—
新株予約権戻入益	—	△1
固定資産売却損益 (△は益)	△24	△25
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2	△1
事業再構築費用	232	187
売上債権の増減額 (△は増加)	786	534
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△237	△485
仕入債務の増減額 (△は減少)	62	364
未払又は未収消費税等の増減額	135	△763
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△339	△23
その他	517	△126
小計	8,424	8,380
利息及び配当金の受取額	424	221
補償金の受取額	44	—
利息の支払額	△35	△69
法人税等の支払額	△1,519	△1,351
特別退職金の支払額	△210	△188
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,129	6,992
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△64	△16
定期預金の払戻による収入	142	16
有形固定資産の取得による支出	△6,650	△5,524
有形固定資産の売却による収入	51	181
無形固定資産の取得による支出	△293	△1,567
短期貸付けによる支出	△1	—
投資有価証券の取得による支出	△9	—
投資有価証券の売却による収入	2	1
その他	△65	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,887	△6,891
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△257	△241
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△528	△720
非支配株主への配当金の支払額	△40	△43
ストックオプションの行使による収入	—	636
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△755
財務活動によるキャッシュ・フロー	△828	△1,125
現金及び現金同等物に係る換算差額	△73	788
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△660	△236
現金及び現金同等物の期首残高	24,696	24,035
現金及び現金同等物の期末残高	※ 24,035	※ 23,799

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

国内法人 3社

在外法人 19社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない関連会社の名称

Integrated Nano-Technologies, Inc.

(2) 持分法を適用しない理由

事業活動を停止し休眠状態となっており、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD. 及び ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD. の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

(イ) 製品・仕掛品

当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。ただし金型については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。

(ロ) 原材料

当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社は、主として移動平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	3～15年
工具、器具及び備品	2～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ 転貸損失引当金

転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時又は検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時又は検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建売掛金、外貨建未収入金、外貨建買掛金

ハ ヘッジ方針

為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、3ヶ月以内に満期日の到来する定期預金及び価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

連結財務諸表の作成にあたり、経営者は判断及び見積りを利用しております。

経営者による判断並びに将来に関する仮定及び見積りの不確実性は、連結財務諸表の報告日の資産、負債の金額及び偶発資産、偶発負債の開示、並びに収益及び費用として報告した金額に影響を与えております。

なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下のとおりであります。

固定資産の評価

連結貸借対照表に計上した、Digital Communication事業に係る有形・無形固定資産の金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	839	772
無形固定資産	15	13
計	854	786

Digital Communication事業の有形・無形固定資産のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。

固定資産の減損に係る評価について当社グループでは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候のある資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上することとしております。

上記固定資産には大規模データセンター分野における既存製品の大幅減少や新規製品の立ち上げ遅れにより営業損益がマイナスの状況となっている資産が含まれております。当該固定資産は有形固定資産663百万円、無形固定資産13百万円であります。

Digital Communication事業においては、市場成長予測の鈍化やそれに伴う受注低迷などの外部環境要因の他に、新製品の量産立ち上げ計画の進捗などの内部的要因により設備の稼働状況は影響を受け、稼働状況が十分でないことが見込まれる場合には減損の兆候を認識する場合があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました522百万円は、「ソフトウェア仮勘定」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
受取手形	489百万円	238百万円
売掛金	8,317	8,728

※2 有形固定資産減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産減価償却累計額	30,354百万円	31,275百万円

※3 当社は資金調達の効率化を図るため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	8,000百万円	8,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	8,000	8,000

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額を相殺した後のものです。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	△76百万円	△23百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当・賞与	3,887百万円	4,162百万円
賞与引当金繰入額	494	674
役員賞与引当金繰入額	109	90
退職給付費用	146	168
研究開発費	1,502	1,698

※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	1,502百万円	1,698百万円

※5 固定資産売却益(特別利益)の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
機械装置及び運搬具	39百万円	27百万円
工具、器具及び備品	5	1

※6 固定資産売却損の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	12	2
工具、器具及び備品	9	0

※7 受取補償金

2023年11月に判決が確定した大韓民国での訴訟費用償還額を、受取補償金44百万円として特別利益に計上しております。

※8 減損損失

当社グループは以下の資産につきまして減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

用途	場所	種類	金額
事業用資産等	栃木県鹿沼市	機械装置	34百万円

当社グループは、事業部門を基礎として、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、帳簿価額を売却見込額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

※9 事業再構築費用

前連結会計年度における特別退職金232百万円を特別損失に計上しております。

当連結会計年度における特別退職金187百万円を特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	183百万円	347百万円
組替調整額	△2	△1
法人税等及び税効果調整前	181	345
法人税等及び税効果額	△57	△108
その他有価証券評価差額金	124	237
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△175	1,705
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	△175	1,705
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△175	1,705
その他の包括利益合計	△51	1,942

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	9,732,897	—	—	9,732,897
合計	9,732,897	—	—	9,732,897
自己株式				
普通株式 (注)	904,376	157	6,700	897,833
合計	904,376	157	6,700	897,833

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加157株は、単元未満株式の買取りによる増加157株であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少6,700株は、譲渡制限付株式の付与による減少6,700株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとして の新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	179
	合計	—	—	—	—	—	179

(注) 権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月30日 取締役会	普通株式	264百万円	30円00銭	2024年3月31日	2024年5月31日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	265百万円	30円00銭	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	353百万円	40円00銭	2025年3月31日	2025年6月5日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	9,732,897	—	—	9,732,897
合計	9,732,897	—	—	9,732,897
自己株式				
普通株式（注）	897,833	152	196,800	701,185
合計	897,833	152	196,800	701,185

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加152株は、単元未満株式の買取りによる増加152株であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少196,800株は、ストックオプションの行使による減少189,900株、譲渡制限付株式の付与による減少6,900株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	53
合計		—	—	—	—	—	53

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月30日 取締役会	普通株式	353百万円	40円00銭	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	399百万円	45円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	406百万円	45円00銭	2026年3月31日	2026年6月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	24,050百万円	23,817百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△14	△18
現金及び現金同等物	24,035	23,799

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	653	532
1年超	345	671
合計	999	1,204

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	57	15
1年超	14	—
合計	71	15

(注) 未経過リース料は、全額転貸リース取引に係るものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(デリバティブ取引関係)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 (※1)	736	736	—
リース債務 (※2)	1,439	1,144	△294

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 (※1)	1,082	1,082	—
リース債務 (※2)	1,262	983	△278

(※1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式	9	10

(※2) リース債務は「リース債務(流動負債)」と「リース債務(固定負債)」の合計額であります。

(注) 1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,050	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,807	—	—	—
合計	32,857	—	—	—

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,817	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,967	—	—	—
合計	32,785	—	—	—

(注) 2 リース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2025年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	354	178	86	40	16	757
合計	354	178	86	40	16	757

当連結会計年度 (2026年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	238	130	50	19	20	791
合計	238	130	50	19	20	791

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2025年 3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	736	—	—	736

当連結会計年度 (2026年 3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,082	—	—	1,082

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2025年 3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	1,144	—	1,144

当連結会計年度 (2026年 3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	983	—	983

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元金利の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 投資有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	736	243	492
合計		736	243	492

(注) 市場価格のない株式等 (連結貸借対照表計上額9百万円) については、上表の「投資有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却した投資有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2	2	—
合計	2	2	—

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 投資有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,082	243	838
合計		1,082	243	838

(注) 市場価格のない株式等 (連結貸借対照表計上額10百万円) については、上表の「投資有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却した投資有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1	1	—
合計	1	1	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超(百万円)	時 価
為替予約等の振当処理	為替予約取引売建米ドル	売掛金	2,448千米ドル	—	※
	為替予約取引買建日本円	買掛金	250百万円	—	※

※ 為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超(百万円)	時 価
為替予約等の振当処理	為替予約取引売建米ドル	売掛金	319千米ドル	—	※
	為替予約取引買建日本円	買掛金	400百万円	—	※

※ 為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度の大部分を確定拠出年金制度へ移行しております。また、当社は既退職の年金受給者を対象とした確定給付年金制度を設けております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度並びに当社及び国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務及び退職給付費用を計算しております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の海外子会社においても確定給付型の制度を設けております。また、一部の海外子会社は確定拠出型の制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	119百万円	135百万円
勤務費用	12	22
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	5	11
退職給付の支払額	△8	△30
その他	1	10
退職給付債務の期末残高	135	152

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	501百万円	497百万円
期待運用収益	2	3
退職給付の支払額	△6	△7
年金資産の期末残高	497	493

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	22百万円	15百万円
年金資産	△497	△493
	△474	△478
非積立型制度の退職給付債務	112	137
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△362	△340
退職給付に係る負債	112	137
退職給付に係る資産	△474	△478
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△362	△340

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	12百万円	22百万円
利息費用	3	3
期待運用収益	△2	△3
数理計算上の差異の費用処理額	5	11
確定給付制度に係る退職給付費用	18	33

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	- 百万円	- 百万円
合計	-	-

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
一般勘定	100%	100%
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
長期期待運用収益率	0.11%	0.45%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度263百万円、当連結会計年度271百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上原価の株式報酬費	9	2
一般管理費の株式報酬費	49	13

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	—	1

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 10名 当社従業員 349名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 147名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 294,200株
付与日	2022年7月19日
権利確定条件	割当を受けた者が、権利確定時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は権利行使をなしうるものとする。
対象勤務期間	自 2022年7月19日 至 2025年6月27日
権利行使期間	自 2025年6月28日 至 2027年6月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	265,900
付与	—
失効	600
権利確定	265,300
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	265,300
権利行使	189,900
失効	2,600
未行使残	72,800

② 単価情報

	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	3,353
行使時平均株価 (円)	8,508
付与日における公正な評価単価 (円)	737

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	49	34

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

	2021年譲渡制限付株式報酬	2022年譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(注1) 2名 当社経営執行役員 3名 当社執行役員その他従業員 7名 当社子会社取締役 2名	当社取締役(注1) 2名 当社経営執行役員 3名 当社執行役員その他従業員 8名 当社子会社取締役 1名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 6,500株	普通株式 6,600株
付与日	2021年7月14日	2022年7月15日
付与日における公正な評価単価	3,800円	3,065円
譲渡制限期間	(注2)	(注2)
解除条件	(注3)	(注3)
当社による無償取得	(注4)	(注4)

	2023年譲渡制限付株式報酬	2024年譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(注1) 3名 当社経営執行役員 3名 当社執行役員その他従業員 8名 当社子会社取締役 1名	当社取締役(注1) 4名 当社経営執行役員 3名 当社執行役員その他従業員 5名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 6,400株	普通株式 6,700株
付与日	2023年7月14日	2024年7月12日
付与日における公正な評価単価	6,000円	7,910円
譲渡制限期間	(注2)	(注2)
解除条件	(注3)	(注3)
当社による無償取得	(注4)	(注4)

	2025年譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(注1) 3名 当社経営執行役員 3名 当社執行役員その他従業員 6名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 6,900株
付与日	2025年7月18日
付与日における公正な評価単価	4,280円
譲渡制限期間	(注2)
解除条件	(注3)
当社による無償取得	(注4)

(注1) 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

(注2) 対象者は、株式付与日から当社及び当社子会社の役職員のいずれの地位も喪失する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(注3) 対象者が本譲渡制限期間、継続して当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって、譲渡制限を解除する。

(注4) 譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、本株式の全部を無償取得することができる。

3. 譲渡制限付株式報酬の数

	2021年 譲渡制限付 株式報酬	2022年 譲渡制限付 株式報酬	2023年 譲渡制限付 株式報酬	2024年 譲渡制限付 株式報酬	2025年 譲渡制限付 株式報酬
前連結会計年度末 (株)	5,500	5,600	6,400	6,700	—
付与 (株)	—	—	—	—	6,900
無償取得 (株)	—	—	—	—	—
譲渡制限解除 (株)	—	—	—	—	—
譲渡制限残 (株)	5,500	5,600	6,400	6,700	6,900

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,468百万円	1,585百万円
賞与引当金	188	239
未収入金	27	33
棚卸資産評価損	55	62
研究金型仕掛原価	94	114
未払事業税	23	15
固定資産減損損失	522	457
減価償却超過額	164	177
投資有価証券評価損	575	518
投資有価証券	5	5
非適格現物出資に伴う時価評価差額	282	282
退職給付に係る負債	19	18
繰越外国税額控除	—	38
未実現利益消去	23	27
その他	50	38
繰延税金資産小計	3,501	3,614
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△1,468	△987
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,541	△1,557
評価性引当額小計 (注) 1	△3,009	△2,545
繰延税金資産合計	489	1,069
繰延税金負債との相殺	△296	△84
繰延税金資産の純額	193	985
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△82	△191
在外子会社配当原資	30	△187
退職給付に係る資産	△148	△149
未収還付事業税	△0	△11
その他	△131	6
繰延税金負債合計	△332	△532
繰延税金資産との相殺	296	84
繰延税金負債の純額	△35	△448

(注) 1 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少、並びに将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の増加であります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	24	54	20	769	66	531	1,468
評価性引当額	△24	△54	△20	△769	△66	△531	△1,468
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金1,468百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産を計上しておりません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	60	23	825	74	2	598	1,585
評価性引当額	△60	△23	△825	△74	△2	-	△987
繰延税金資産	-	-	-	-	-	598	598

(注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
評価性引当額の増減	△0.2	△1.3
海外税率差	△5.3	△10.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.5
試験研究費の控除	△2.6	△0.5
外国子会社配当源泉税	0.5	2.1
過年度法人税等	△3.5	△3.5
その他	1.0	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.7	16.4

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	計
各種ICテスト用ソケット、バー ンインソケット	16,123	—	—	—	16,123
ライフサイエンス関連製品	—	3,054	—	—	3,054
光通信デバイス	—	—	3,680	—	3,680
LED用拡散レンズ	—	—	1,213	—	1,213
自動車機器、OA、計器、住宅機 器	—	—	—	13,998	13,998
顧客との契約から生じる収益	16,123	3,054	4,893	13,998	38,069
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	16,123	3,054	4,893	13,998	38,069

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	計
各種ICテスト用ソケット、バー ンインソケット	23,603	—	—	—	23,603
ライフサイエンス関連製品	—	3,083	—	—	3,083
光通信デバイス	—	—	914	—	914
LED用拡散レンズ	—	—	737	—	737
自動車機器、OA、計器、住宅機 器	—	—	—	14,201	14,201
顧客との契約から生じる収益	23,603	3,083	1,652	14,201	42,540
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	23,603	3,083	1,652	14,201	42,540

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営戦略会議において経営資源の配分の決定のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、市場や用途別のセグメントから構成されており、「Semiconductor事業」、「Life Science事業」、「Digital Communication事業」、「Energy Saving Solution事業」の4事業を報告セグメントとしております。各報告セグメントに属する製品は以下のとおりであります。

セグメント	製品内容
Semiconductor事業	各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット
Life Science事業	ライフサイエンス関連製品
Digital Communication事業	光通信デバイス、LED用拡散レンズ
Energy Saving Solution事業	自動車機器、OA、計器、住宅機器

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	合計
売上高					
外部顧客への売上高	16,123	3,054	4,893	13,998	38,069
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	16,123	3,054	4,893	13,998	38,069
セグメント利益	1,529	453	2,484	820	5,287
その他の項目					
減価償却費	885	134	246	950	2,217

（注）1 セグメント利益の合計額は、連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2 セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	合計
売上高					
外部顧客への売上高	23,603	3,083	1,652	14,201	42,540
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	23,603	3,083	1,652	14,201	42,540
セグメント利益又は損失（△）	4,974	432	△284	1,041	6,164
その他の項目					
減価償却費	901	104	228	899	2,134

（注）1 セグメント利益又は損失（△）の合計額は、連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

2 セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米国	中国	台湾	シンガポ ール	その他 アジア	欧州	その他	合計
6,949	8,691	4,506	3,318	4,740	6,578	2,569	715	38,069

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米国	アジア	ヨーロッパ	合計
16,941	2,037	2,461	12	21,453

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	中国	台湾	シンガポール	その他アジア	欧州	その他	合計
6,544	10,780	6,096	3,754	2,765	8,954	3,003	640	42,540

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	アジア	ヨーロッパ	合計
20,434	2,335	2,305	9	25,084

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	合計
減損損失	34	-	-	-	34

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)
 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
 前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称 または職業	事業の内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	椎名 聡	当社取締役	(被所有) 直接0.0	当社取締役	ストックオプションの権利行使	10	—	—
役員	沓沢 茂雄	当社取締役	(被所有) 直接0.1	当社取締役	ストックオプションの権利行使	10	—	—
役員	杉淵 幹太	当社執行役員	(被所有) 直接0.1	当社執行役員	ストックオプションの権利行使	16	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等
 2022年6月27日開催の当社株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

種類	会社等の 名称または氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社アスレチックガーデンゴルフ倶楽部	茨城県稲敷市	100	ゴルフ場の経営・管理	—	役員の兼任	ゴルフ会員権年会費等	10	投資その他の資産「その他」	8

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等
 1. 取得時の市場価格により購入しております。
 2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	6,255.78円	6,905.42円
1株当たり当期純利益	446.47円	587.90円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	440.12円	581.56円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,943	5,233
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,943	5,233
期中平均株式数(株)	8,833,067	8,902,041
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	127,504	97,054
(うち新株予約権(株))	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の リース債務	354	238	4.60%	—
リース債務(1年以内に 返済予定のものを除く)	1,084	1,023	6.23%	2027年～2047年
合計	1,439	1,262	—	—

(注) 1 平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	130	50	19	20

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	20,901	42,540
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	2,906	6,323
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(百万円)	2,247	5,233
1株当たり中間(当期)純利益(円)	254.08	587.90

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 10,709	※2 8,859
受取手形	308	120
売掛金	※1 2,155	※1 1,243
製品	184	212
仕掛品	295	298
原材料及び貯蔵品	295	294
短期貸付金	※1 428	※1 267
前払費用	123	136
未収入金	※1 1,089	※1 1,681
その他	29	24
流動資産合計	15,621	13,138
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,279	2,134
構築物	11	10
機械及び装置	884	497
車両運搬具	4	3
工具、器具及び備品	251	263
土地	6,330	6,330
リース資産	4	2
建設仮勘定	4,608	8,778
有形固定資産合計	14,374	18,020
無形固定資産		
ソフトウェア	74	201
ソフトウェア仮勘定	522	2,103
その他	23	13
無形固定資産合計	619	2,318
投資その他の資産		
投資有価証券	746	1,092
関係会社株式	9,689	10,445
関係会社出資金	262	262
長期貸付金	※1 157	※1 208
前払年金費用	474	478
繰延税金資産	138	—
その他	172	182
投資その他の資産合計	11,640	12,669
固定資産合計	26,634	33,009
資産合計	42,255	46,147

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 381	※1 370
未払金	※1 667	※1 887
未払費用	164	170
未払法人税等	85	31
契約負債	12	11
預り金	※1 47	※1 48
賞与引当金	317	350
役員賞与引当金	110	86
その他	117	117
流動負債合計	1,903	2,074
固定負債		
繰延税金負債	—	245
その他	117	115
固定負債合計	117	360
負債合計	2,020	2,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080	8,080
資本剰余金		
資本準備金	2,020	2,020
その他資本剰余金	44	141
資本剰余金合計	2,064	2,161
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	32,733	35,295
利益剰余金合計	32,733	35,295
自己株式	△3,233	△2,526
株主資本合計	39,644	43,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	410	647
評価・換算差額等合計	410	647
新株予約権	179	53
純資産合計	40,234	43,712
負債純資産合計	42,255	46,147

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※2 10,531	※2 6,495
売上原価	5,515	4,212
売上総利益	5,015	2,282
販売費及び一般管理費	※1 5,509	※1 5,994
営業損失(△)	△494	△3,711
営業外収益		
受取利息	135	46
受取配当金	※2 1,048	※2 4,199
為替差益	—	156
固定資産賃貸料	※2 43	※2 58
技術指導料	※2 1,747	※2 2,385
経営指導料	※2 648	※2 588
雑収入	209	116
営業外収益合計	3,831	7,552
営業外費用		
固定資産賃貸費用	19	31
為替差損	71	—
その他	0	2
営業外費用合計	91	33
経常利益	3,245	3,807
特別利益		
固定資産売却益	5	1
投資有価証券売却益	2	1
受取補償金	※3 44	—
新株予約権戻入益	—	1
特別利益合計	52	4
特別損失		
固定資産売却損	0	0
その他	0	—
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	3,297	3,811
法人税、住民税及び事業税	530	222
法人税等調整額	△6	274
法人税等合計	524	496
当期純利益	2,773	3,314

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,080	2,020	15	2,035	30,490	30,490
当期変動額						
剰余金の配当					△529	△529
当期純利益					2,773	2,773
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			28	28		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	28	28	2,243	2,243
当期末残高	8,080	2,020	44	2,064	32,733	32,733

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,257	37,349	286	286	120	37,756
当期変動額						
剰余金の配当		△529				△529
当期純利益		2,773				2,773
自己株式の取得	△1	△1				△1
譲渡制限付株式報酬	24	52				52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			124	124	59	183
当期変動額合計	23	2,295	124	124	59	2,478
当期末残高	△3,233	39,644	410	410	179	40,234

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,080	2,020	44	2,064	32,733	32,733
当期変動額						
剰余金の配当					△752	△752
当期純利益					3,314	3,314
自己株式の取得						
自己株式の処分			92	92		
譲渡制限付株式報酬			4	4		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	97	97	2,561	2,561
当期末残高	8,080	2,020	141	2,161	35,295	35,295

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△3,233	39,644	410	410	179	40,234
当期変動額						
剰余金の配当		△752				△752
当期純利益		3,314				3,314
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	684	776				776
譲渡制限付株式報酬	24	29				29
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			237	237	△125	111
当期変動額合計	707	3,366	237	237	△125	3,478
当期末残高	△2,526	43,011	647	647	53	43,712

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品

成形品については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

金型については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～50年
機械及び装置	3年～12年
工具、器具及び備品	2年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社はSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建売掛金、外貨建未収入金、外貨建買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の評価

貸借対照表に計上した、Digital Communication事業に係る有形・無形固定資産の金額

(単位:百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	594	663
無形固定資産	14	13
計	609	676

Digital Communication事業の有形・無形固定資産のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。

上記以外は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました522百万円は、「ソフトウェア仮勘定」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に関する資産及び負債について区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主な資産及び負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	1,569百万円	1,458百万円
長期金銭債権	157	208
短期金銭債務	174	176

※2 当社は資金調達の効率化を図るため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しています。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	8,000百万円	8,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	8,000	8,000

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員賞与引当金繰入額	104百万円	81百万円
給料手当	1,078	1,175
賞与引当金繰入額	197	264
退職給付費用	74	77
研究開発費	1,064	1,271
減価償却費	132	132

- ※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,601百万円	1,025百万円
受取配当金	1,028	4,174
固定資産賃貸料	37	57
技術指導料	1,747	2,385
経営指導料	648	588

- ※3 受取補償金

2023年11月に判決が確定した大韓民国での訴訟費用償還額を、受取補償金44百万円として特別利益に計上しております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(注) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、前事業年度9,689百万円、当事業年度10,445百万円でありませんが、市場価格のない株式のため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
非適格現物出資に伴う時価評価差額	282百万円	282百万円
繰越欠損金	—	2
賞与引当金	96	109
未収入金	27	33
棚卸資産評価損	32	30
研究金型仕掛原価	94	114
未払固定資産税	7	7
未払事業税	16	8
固定資産減損損失	21	20
投資有価証券評価損	368	368
投資有価証券	5	5
繰越外国税額控除	—	38
減価償却超過額	112	158
その他	88	109
繰延税金資産小計	1,154	1,287
評価性引当額小計	△784	△1,180
繰延税金資産合計	369	107
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△82	△191
未収還付事業税	—	△11
その他	△149	△150
繰延税金負債合計	△231	△352
繰延税金資産の純額	138	△245

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
評価性引当額の増減	△3.4	9.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.2	△31.8
住民税均等割額	0.4	0.3
試験研究費の税額控除	△4.0	△0.4
外国税額控除	△0.2	△0.2
外国子会社配当源泉税	0.3	3.5
その他	△0.8	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.9	13.0

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	注記 番号	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産								
建物		6,067	4	1	6,071	3,937	149	2,134
構築物		200	—	—	200	189	1	10
機械及び装置	1	3,346	72	417	3,001	2,503	178	497
車両運搬具		45	1	0	46	43	2	3
工具、器具及び備品	2	4,696	339	286	4,749	4,486	297	263
土地		6,330	—	—	6,330	—	—	6,330
リース資産		10	—	—	10	7	1	2
建設仮勘定	3	4,608	4,534	363	8,778	—	—	8,778
有形固定資産計		25,305	4,952	1,069	29,188	11,167	631	18,020
無形固定資産								
ソフトウェア		2,147	176	98	2,225	2,023	47	201
ソフトウェア仮勘定	4,5	522	1,692	110	2,103	—	—	2,103
その他		83	—	—	83	69	9	13
無形固定資産計		2,752	1,868	209	4,411	2,092	56	2,318

- (注) 1 当期増加額は主に生産設備の取得、減少額は生産移管によるものであります。
2 当期増加額は主に金型の取得、減少額は設備の入れ替えによるものであります。
3 当期増加額は主に新社屋建設によるものであります。
4 当期増加額は主にシステムの導入費用によるものであります。
5 当期期首残高について「無形固定資産」の「その他」に表示していた605百万円は、「ソフトウェア仮勘定」522百万円、「その他」83百万円として組み替えて表示しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	317	350	317	350
役員賞与引当金	110	86	110	86

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.enplas.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第64期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月26日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第65期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月26日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大村 広樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

古川 譲二

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Digital Communication事業に含まれる株式会社エンプラスの有形・無形固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループのDigital Communication事業では、データセンター向けの光通信デバイス製品を製造・販売している。</p> <p>当連結会計年度の連結貸借対照表において、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、Digital Communication事業に係る有形・無形固定資産合計として786百万円を計上しており（連結総資産の1.10%程度）、これには株式会社エンプラスの有形・無形固定資産（以下、「有形・無形固定資産」）の合計額676百万円が含まれている。</p> <p>会社は、減損会計の適用に当たり、これらのDigital Communication事業に係る有形・無形固定資産について、各製品群の生産に直接、間接に必要な資産を資産グループとして減損の兆候の有無を判定している。</p> <p>当連結会計年度における世界経済は、中国経済の停滞や米国の通商政策の影響はみられるものの、AI需要の拡大に伴う生産や設備投資の増加を背景に、緩やかな回復が続いている。一方、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の高騰が世界経済の下振れリスクとして懸念されている。その結果、データセンター向けの光通信デバイス製品分野で更なる業績の悪化や事業環境の変化が生じた場合、有形・無形固定資産に減損の兆候が生じる可能性がある。</p> <p>このような業績の悪化や事業環境の変化が減損の兆候に該当するかの検討するにおいては、以下の見積りが含まれており重要な仮定が用いられる。これらの見積りには不確実性があり、経営者の判断により重要な影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場の成長予測及び顧客からの受注状況 ・新製品の量産立ち上げ計画の進捗 <p>以上から、当監査法人は、Digital Communication事業に含まれるデータセンター向けの光通信デバイス製品製造に係る有形・無形固定資産の兆候の識別が、当事業年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形・無形固定資産の兆候の識別を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が取締役に承認されているか、固定資産の減損の兆候有無が適切に行われているかを含めて、固定資産の減損検討に関連する内部統制の整備、運用状況を評価した。 ・過年度における事業計画とその実績を比較し、取締役会によって承認された会社の事業計画における経営者の見積りの信頼性を評価した。 ・事業計画に含まれるデータセンター向けの光通信デバイス製品分野に配賦された本社費等について、経営者等への質問により配賦基準の妥当性を評価すると共に、再計算により配賦金額の検討を行った。 ・事業計画に含まれる、市場の成長予測、顧客からの受注状況及び新製品の量産立ち上げ計画の進捗等の見積りの重要な仮定の妥当性に関する会社の見解について経営者等への質問を実施した。 ・事業計画の見積りに含まれる主要なインプットについては、以下の検討を行った。 <ul style="list-style-type: none"> → データセンター向けの光通信デバイス製品分野に関する市場の成長予測の見積りについて、利用可能な外部データとの整合性の検証や過去実績からの趨勢分析を実施した。 → 顧客からの受注状況については、顧客からの受注及び今後の見通しに関する交渉状況が確認出来る情報を入手して検討した。 → 新製品の量産立ち上げ計画については、生産計画の進捗、既存あるいは新規顧客との受注に関する交渉状況及びそれらを基礎とした将来の販売数量に見込みに関する会社の見解について経営者等へ質問するとともに関連資料の検討を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エンプラスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エンプラスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大村 広樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

古川 譲二

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Digital Communication事業に含まれる株式会社エンプラスの有形・無形固定資産の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（Digital Communication事業に含まれる株式会社エンプラスの有形・無形固定資産の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守

したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 横田 大輔は、当社の第65期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。